

が、はたしてその内容はどうであります。しかし、遺憾ながら、私は、大きい疑惑と疑惑を抱かざるを得ないのであります。

確かに、第二次大戦後の世界的な現象として、アメリカ、イギリス、西ドイツ等の西欧諸国はもちろん、東欧諸国においても、青少年犯罪が激増し、しかも、その凶悪化の傾向があることは事実でありますし、わが国においてもまたしかりであるといえるであります。しかしながら、この事實をただ表面的に觀察し、性急かつ一時的な誤った措置を行なつてはならないのであります。激しく腹痛を訴える病人に対して、そのよつて来たる原因、病根を確かめることをせざして、一時的に苦痛をやわらげるための鎮静剤として麻薬の注射のみを行なうところの医師

を害するおそれの名において合法化せんとする意図を多分に含んでおると由さねばなりません。まさに、この銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案は、日本国憲法という世界に冠たる若々しい未来を持った肉体を、その生命ともいべき基本的人権の尊重と民主主義、ひいては平和主義を徐々に犠さんとする惡質なるモルヒネのこととき惡法であると断ぜざるを得ません。(拍手)

動が国民的規模において激しい高まりを示したあの六月十五日、何の抵抗も示さない大学の教授団あるいは新聞人、これらの人たちに加えられた、身の毛のよだつような、第四機動隊、第五機動隊の行為、樺美智子さんを死に至らしめた残酷な行為、このことは、日本国民だれ一人として忘ることはないであります。しかるに、あまりにも明白かつ歴然たる警察官の職権乱用について、その後、日本社会党などに被害者たる人たちの告発に対し、警察当局並びに検察当局は、その捜査をサボり、今もって調査中といふ、ある大臣の愛用語をもつて、何らの措置をもとつていないことは、まさに不誠意のきわみと申さなければなりません。(拍手)このようなことで、警察官の良識に期待するとか、出ない

いぢやうぢよましょよ。

第二は、経済の高度成長の呼び声に沿つて行なわれつゝある池田内閣の大政策の犠牲となつて生活苦にあえぐ人たち、たとえば、「かあちゃんしごのいやだ」というあの映画の少年良久君、良行君の涙は、全国にあふれてゐるのであります。青少年の犯罪の温床となる貧困、みじめな生活環境、不健全な生活環境があまりにも多過ぎることであります。常日ごろ政治の姿勢を正すと言われる池田首相は、ます、このためには、国民の生活の向上と環境の浄化、悪の温床の一掃に努めるばかりでなく、安保体制の一環たる警察権力の強化、逆コース的反動法案であるところの、このような万物取り締まり法案を、直ちに撤回すべきであり

段階にきておるのであります。なかんずく、青少年の暴力犯罪に至つては、昨年度と昭和二十三年度を比較いたしましたれば、約八倍といふ激増ぶりでありますまして、まことに寒心にたえないところであります。従つて、暴力犯罪のよつて來たる諸要因を分析、検討いたし、総合的な暴力犯罪防止の対策を樹立して、すみやかにその根源を除去することとは、目下の急務といわなければならぬのであります。この意味におきまして、政府がさきに暴力犯罪防止対策要綱を定め、暴力犯罪根絶のための総合的施策を決定いたしましたことは、時宜を得たものといふことができるのであります。この統砲刀類等の一環として提出されたものでありま

○山口 鶴男君 私は、ただいま議題と
なりました銃砲刀剣類等所持取締法の
一部を改正する法律案に対しまして、
日本社会党を代表し、反対の討論を行
なわんとするものであります。
この法律案を提案するにあたつて、
政府は、「最近において銃砲刀剣類ま
たは危険な刃物をもつて暴力犯罪を犯
す傾向が高まり、社会不安を招いてお
る」と見受けられるので、暴力犯罪防止
対策要綱を定めて、暴力犯罪の根絶の
ため総合的施策を推進することともに、
その一環として銃砲刀剣類等の所持、
携帯に関する現行法を改正し、警察官
が取り締まりをする場合の権限を強化
し、明確にする必要があると認めま
す。」と述べておるのであります。この
説明は、一応もつともらしく聞こえる
面もあるうかと存ずるのであります。

は、医師たる資格がないと申さなければなりません。（拍手）今回の、この法律案は、まさに、拙劣なるやぶ医者が打つところの麻薬のごとき法案にすぎないと申さなければなりません。（拍手）なぜならば、麻薬は、これを適用するに従つて人体の各種機能を麻痺させ、やがては人体そのものを廢疾化せしめる同様に、この改正法律案の第二十四条の二は、行政警察権に基づく職務質問に名をかりて、何人も司法官達の發した犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されず、所持品について捜索されずとは押収を受けることはないといふ。憲法第三十三条及び第三十五条の基本的人権をまつこらから否定するものであるからにはならないのであります。また、第五条の改正によつて、戦前の警察が平然と行なつた、いわゆる戸口調査、思想調査をも、公共の安全をば

憲法違反ではない、と申しておるのであります。しかし、わが党の質問に答えて、国家公安委員長並びに警察庁長官は、その職務質問にあたって、任意ではあるが、強制的意味を含んでおり、強制に近い任意である、と述べておられるのであります。また、心理的な強制はあり得るが、物理的強制はあり得ない、と申しております。しかしながら、百メートルも追いかけて、肩をつかんで停止させ、質問することは、警察権乱用でない、ということを認めておるのであります。かかる行為は、物理的強制ではなくて何でありますか。

さらに、最近の各種のできごとは、

お化けにおびえることはないなどと
うか。暴力団に花輪を贈っている人や
暴力犯罪の取り締まりをいかに強調
ても、良識ある国民はだれ一人信用
ないでございましょう。（拍手）私は
ここに、このことをはっきり申し上げ
たいのであります。

最後に、私は強調いたしたい。
その第一は、戦前の、あの悪名高
き治安維持法も、法律提案の際において
は、国体の変革、天皇制の否定、私有財
産を否定せんとする人たちに対してい
取り締まりを行なうというふうにい
れておつたのであります。満州事變、
日支事變、太平洋戦争と突進するた
め、ついには、この治安維持法が、主
義者までをも、きびしい、根こぎ
的な取り締まりの対象にいたしました
いろいろことは、だれ一人知らない人はな

す。この、よなうな誤った處方せんに基づく法案は、一刻も早く撤回することを要求いたす次第であります。

以上をもちまして私の反対討論を終りますが、何とぞ各位の御贊同を心よりお願いする次第でござります。

(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 小澤太郎君。

〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 私は、自由民主党を代表して、このたび政府より提出されました銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

(拍手)

御承知のように、現在の日本の社会の状況を見ますと、殺人、傷害等の暴力犯罪の趨勢は、最近の統計にも明らかなどと、増加の一途をたどつておりまして、もはや放置を許されない

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

は、医師たる資格はないと申さなければなりません。（拍手）今回の、この法案は、まさに、拙劣なるやぶ医者が打つところの麻薬のこととき法案にすぎないと申さなければなりません。（拍手）なぜならば、麻薬は、これを運用するに従つて人体の各種機能を麻痺させ、やがては人体そのものを麻痺化せしめる同様に、この改正法律案の第二十四条の二は、行政警察権に基づく職務質問に名をかりて、何人も司法官審の発した犯罪を明示する令状によらなければ逮捕されず、所持品について捜索または押収を受けることはないという、憲法第三十三条及び第三十五条の基本的人権をまつこらから否定するものであるからにはかならないのであります。また、第五条の改正によつて、戦前の警察が平然と行なつた、いわゆる戸口調査、思想調査を、公共の安全を害するおそれの名において合法化せんとする意図を多分に含んでおると申さねばなりません。まさに、この銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案は、日本国憲法という世界に冠たる若々しい未来を持つた肉体を、その生命ともいはべき基本的人権の尊重と民主主義、ひいては平和主義を徐々に侵さんとする悪質なるモルヒニのとき悪法であると断ぜざるを得ません。（拍手）

ところで、政府は、それはあまりにも危惧であり、周囲の事情から判断して他人の生命、身体に危害を及ぼすおそれがありと認めたときのみ疑わしいものを提示させ、調べることができるのであって、あくまでも犯罪予防としての行政警察権の行使であり、憲法第三十五条にいうところの司法警察権の発動ではなくして、あくまでも職務質問によるところの任意検査であり、憲法違反ではない、と申しておるのであります。しかし、わが党の質問に答えて、国家公安委員長並びに警察庁長官は、その職務質問にあたつて、任章ではあるが、強制的意味を含んでおり、強制に近い任意であると述べておられます。また、心理的な強制はあり得るが、物理的強制はあり得ないであります。しかしながら、百メートルも追いかけ、肩をつかんで停止させ、質問することは、職務乱用でない、ということを認めています。かかる行為は、物理的強制でなくて何でありましょうか。

さらに、最近の各種のできごとは、警察権力による職務乱用がいかに目に余るものであるかということを示しております。一年前、安保反対の統一行動が国民的規模において激しい高まりを示したあの六月十五日、何の抵抗も示さない大学の教授団あるいは新規人、これらの人たちに加えられた、身の毛のよだつような、第四機動隊、第五機動隊の行為、椎美智子さんを死に至らしめた残酷な行為、このことは、日本国民だれ一人として忘れることがないであります。しかるに、あまりにも明白かつ歴然たる警察官の職務乱用について、その後、日本社会党と、ある大臣の愛用語をもつて、何らかに被害者たる人たちの告発に対しても、警察当局並びに検察当局は、そのうちにも明白かつ歴然たる警察官の職務乱用について、その後、日本社会党と、ある大臣の愛用語をもつて、何らかの措置をもとつていいことは、まったく不誠意のきわみと申さなければなりません。（拍手）このようなことで、警察官の良識に期待するとか、出ない

お化けにおびえることはないなどと
う资格が、はたしてあるでありますまし
うか。暴力団に花輪を贈っている人、
暴力犯罪の取り締まりをいかに強調
ても、良識ある国民はだれ一人信用
ないございましょう。(拍手)私は、
ここに、このことをはつきり申し上げ
たいのです。

最後に、私は強調いたしたい。
その第一は、戦前の、あの悪名高
い治安維持法も、法律提案の際において
は、国体の変革、天皇制の否定、私有
財産を否定せんとする人たちに對して
取り締まりを行なうというふうにい
れておつたのであります。満州事変、
日支事変、太平洋戦争と突進する中
で、ついには、この治安維持法が、由
由主義者までをも、きびしい、根こな
ぎ的な取り締まりの対象にいたしました
いうことは、だれ一人知らない人はな
いでございましょう。

第二は、経済の高度成長の呼び声に
よつて行なわれつつある池田内閣の大
政策の犠牲となつて生活苦にあえぐ
人たち、たとえば、「ああちゃんしど
のいやだ」というあの映画の少年良行
君、良行君の涙は、全国にあふれて
るのであります。青少年の犯罪の温床
となる貧困、みじめな生活環境、不健康
全な生活環境があまりにも多過ぎること
であります。常日ごろ政治の姿勢を
正すと言われる池田首相は、まず、そ
のためには、国民の生活の向上と環境
の浄化、悪の温床の一掃に努めるばかり
でなく、安保体制の一環たる警察機
力の強化、逆コース的反動法案である
ところの、このような刃物取り締まり
法案を、直ちに撤回すべきであります。

す。このよだな説かた處方せんに基づく法案は、一刻も早く撤回することを要求いたす次第であります。

(拍手)

○講長(清瀬一郎君) 小澤太郎君。
〔小澤太郎君登壇〕

○小澤太郎君 私は、自由民主党を代表して、このたび政府より提出された銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案に対し、賛成の討論を行なわんとするものであります。

(拍手)

御承知のように、現在の日本の社会の状況を見ますと、殺人、傷害等の暴力犯罪の趨勢は、最近の統計にも明らかなごとく、増加の一途をたどつておりまして、もはや放置を許されない段階にきておるのであります。なかんずく、青少年の暴力犯罪に至つては、昨年度と昭和二十三年度を比較いたしますれば、約八倍といふ激増ぶりであります。まことに寒心にたえないところであります。従つて、暴力犯罪のよつて来たる諸要因を分析、検討いたし、総合的な暴力犯罪防止の対策を樹立して、すみやかにその根源を除去することは、目下の急務といわなければならぬのであります。この意味におきまして、政府がさきに暴力犯罪防止対策要綱を定め、暴力犯罪根絶のための総合的施策を決定いたしましたことは、時宜を得たものといふことができるのであります。この銃砲刀剣類等の一環として提出されたものであります。

すなわち、最近においては、暴力犯罪中、特に銃砲刀剣類または危険な刃物を用いる犯罪が急激に高まり、社会不安を醸成しておられます。これら、暴力犯の防止の最も手近な方策として、暴力に直接使用される凶器そのものを、まず嚴重に取り締まる必要があると考へられるのであります。この点、政府がさきに行政措置をもちまして強力に推進して参りました、町を明るくする運動、あるいは国民運動として全国的に展開されて参りました刃物を持たない運動は、国民各位の協力もあり、相当な効果を上げておるのであります。(拍手)

改正案も、いわば、それ自体が現下社会の要望に率直にこたえたものと信ずるのであります。(拍手)

なお、本法案審査の過程におきまし

て最も論議を呼びましたのは、第二十

四条の二における警察官の調査権と憲法第三十五条との関係であります。し

かし、この点につきましては、政府當

局がしばしば明確に答弁いたしておりま

す。本法案審査の過程におきましま

して最も論議を呼びましたのは、第二十

四条の二における警察官の調査権と憲

法第三十五条との関係であります。し

かし、この点につきましては、政府當

局がしばしば明確に答弁いたしてお

ります。そこで、憲法第三十五条にい

うと規定する手続を司法手続に限ら

ず、その他の手続も含むべきであると

あります。しかし、憲法第三十五条

の関係はないのであります。しかも、

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。(拍手)

以上をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

よつて、採決いたします。

本案件は、強制的権限を内容とするもの

でなく、相手方の意思に基づいて物件

の提示、開示あるいは提出を求める

うものであります。あくまでも相

手方の意思によることになつておるの

であります。

次に、本案によつて警察官が職權を

乱用するおそれはないか、こういう点

につきましては、本案による調査は、

終局いたしました。

よつて、採決いたします。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了をもちまして私の討論を終わり

ます。

○議長(清瀬一郎君) これにて討論は

終了いたしました。

項中「及び第三項」を削る。

附則第十三条の二第二項中「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項に改め、同条第三項中「百分の一・四」とあるのは「百分の一・七」とを削り、「第四十二条第二項から第四項まで」を「第四十二条第二項に改め

「年月数に加えられる期間」を加え、
同項第十九号及び第二十二号中
「第四十二条第一項から第四項まで」を「第四十二条第二項」に改め、
同条第二項中「前項」の下に「第十七号又は第十七号の二に掲げる額
を算定する場合には、第五条第一項の規定は、適用しないものと
し、前項」を加える。

二 法律第一百五十五号附則第一
四十一一条第一項又は第四十
二条第一項第三号の規定に
より普通恩給の基礎となる
べき在職年の計算上加えら
れるべき期間を有する更新
組合員の恩給公務員期間の
うち、その加えられるべき
期間を加えることなく新法
第七十六条、次条又は第十
条の規定に該當するに至つ

三 法律第百五十五号附則第四
十二条第一項に規定する外國政府
政府職員に係る外國政府に昭
和二十年八月八日まで引き続
き勤務していた者でその後職
員となつたものの当該外國政府
府に勤務していた期間のうち
恩給公務員期間を除いた期
間

第十三三条第二項中「三万四千八百円」を「三万五千五百二十円」に、「次の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる」を「前条各号に掲げる者については、当該各号ににおいて控除すべきこととされている」に改め、各号を削る。

第十九条第二号中「旧法又はその施行前の共済組合に属する法令」を「旧法等」に改める。

第二十三条第一項中「場合には

別表第三の下欄中四六八〇〇円を「四七、五一〇円」に、「三四八〇〇円」を「三五、五一〇円」に、「一九、三三〇円」を「一九、八二四円」に改める。

職員である期間内に増加恩給を受ける権利を有しないこととなつたときは、消滅する。」に改め、同条第四項中「基礎となつた期間」の下に「(普通恩給を受ける権利を有する者が再び恩給公務員となり、施行日前に再び退職した場合において、普通恩給の改定が行なわれなかつたときにおけるその再び恩給

た場合における当該期間及びその加えられるべき期間を加えるものとすれば、これら規定による退職年金の支給を受けることができ、最短期間をこえることとなる場合におけるそのこととなる期間

算定した金額をこえるときは、当該金額」を削り、同項第一号中「年数」の下に「(その年数が四十年をこえるときは、四十年。以下次号において同じ。)」を加え、同条第三項中「第三号までの期間」の下に「(同項第一号の期間のうち四十年をこえる期間を除く。)」を加え
る。

のトドに「当該各号において控除すべきこととされたる金額を」と加え、「それぞれ第十二条各号において控除すべきこととされたる金額に相当する金額を」を削る。

（三年法律第二百二十九号）の一部を
次のように改正する。

公務員となつた日以後の恩給公務員期間を含む。」を加える。

等」に改め、同項第五号中「國」を「国」に改め、「旧長期員に該當するもの」の下に及第十七号に規定する特別第七十八号に勤務する者で職員に相当するもの」を加える。

第十二条第一号中「旧法第四十一条」を「旧法等」に、「又は第三号の期間に限る。」を「及び第三号に掲げる期間に限るものとし、同号に掲げる期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第一号に掲げる期間に加算する

に改める。
第三十一条を第三十一条の二と
し、第五章第二節中同条の前に次
の二条を加える。
(組合員期間二十年をこえる者
に係る特例)

第二条第一項第二号の次に次の二号を加える。

二の二 旧法等 旧法及びその施行前の政府職員の共済組合に関する法令で長期給付に相当する給付について定めていたものをいう。

第二条第一項第五号中「旧法」を「旧法等」に改め、同項第十三号中「及び恩給」を、「恩給」に改め、「通常算される期間」の下に「及び在職年数の計算上恩給公務員」としての在職

した在職年を除く。以下第十九条
第一号において同じ。」を加え、
「旧法又はその施行前の共済組合
に関する法令」を「旧法等」に改め、
「基礎となつた期間」の下に「退職
一時金を受ける権利を取得するに
至らなかつた期間を含む。以下第
十九条第二号において同じ。」を
加え、同項第一号中「以外の年月
数」の下に「及び同条第四項に規定
する加算年の年月数」を加え、同
号に次のように加える。

九条中第二号を削り、第四号
五号とし、第三号を第四号と
第一号の次に次の二号を加え

ものとす。」に改め、「第一号の期間」の下に「(控除期間について)は、同項第一号及び第二号の期間」を、「百分の○・七五」の下に「(控除期間については、百二十分の○・五)」を、「百分の○・五」の下に「(控除期間については、百八十分の○・五)」を、「相当する金額」の下に「(その額が同項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額をこえるときは、当該金額)」を加える。

法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、同号の規定にかかわらず、第二十二条第一項各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

第三十二条の二中「二万一千円」を「二万一千三百六十円」に、「第十三条第二項各号」を「第十二条各号」に、「当該各号に掲げる」を「当

二 法律第一百五十五号附

九一四

の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。(給付金からの控除等に関する経過措置)

第三条 改正後の法第四十六条第一項及び第九十六条の規定は、施行日以後の組合員期間に係る掛金及び同日以後に給付事由が生じた給付について適用する。

(損害賠償の請求権に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十八条第一項の規定は、第三者の行為により施行日以後に給付事由が生じた場合について適用し、同日前に給付事由が生じた場合は、なお従前の例による。

(出産費等に関する経過措置)

第五条 施行日前に出産した組合員若しくは組合員であつた者又は組合員の被扶養者である配偶者に係る出産費、配偶者出産費又は育児手当金の支給については、なお従前の例による。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に改正前の国家公務員共済組合法(以下「改正前の法」という。)第六十六条の規定により傷病手当金の支給を受けている者に対する当該手当金の支給の期間については、なお従前の例による。

(国等の負担金に関する経過措置)

第七条 改正後の法第九十九条第二項の規定は、施行日の属する月分

以後の國(同法附則第二十条第三項の場合にあつては、地方公共団体)負担金について適用し、同月前の月分の國の負担金については、なお従前の例による。

(公庫等に転出した復帰希望職員についての特例に関する経過措置)

第八条 改正後の法第一百二十四条の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する公庫等職員となるため退職した者について適用する。

(住宅金融公庫の役職員に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に住宅金融公庫に在職する者(同公庫に在職することとなつた日の前日において國の職員であつた者に限る。)で住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第二十五号)附則第二項の規定により恩給法(大正十二年法律第十四号)の規定が準用されているものは、恩給に関する法令の規定の適用については、第六項の規定の適用がある場合を除き、施行日の前日において退職したものとみなす。

(傷病手当金の支給に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に日本住宅公团、愛知用水公团、農地開発機械公团、日本道路公团、森林開發公团、原子燃料公团、公营企業金融公团、労働福祉事業团、中小企業信用保険公团又は首都高速道路公团(以下この項において「公團等」という。)に在職する者(公團等に在職することとなつた日の前日において國の職員であつた者に限る。)で、引き続き公團等に在職し、更に引き続いて恩給法第十九条に規定する公務員(以下「公務員」という。)又は同条に規定する

ることを希望する旨を、公庫職員となる前の組合に申し出たときは、その者に係る恩給(次に掲げるものを除く。)は、その申出をするものとみなされる。

第三条第一号の施行の日と読み替えるものとする。

6 第一項に規定する者のうち、施

行日の前日において退職したものとみなした場合に普通恩給を受けた者は、その者の引き続き公庫職員としての在職期間中普通

規定期限により遺族として受けける恩給を差し止める。

一 その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受けける恩

給を差し止める。

二 その者が施行日前に支払を受けたべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたも

の三 増加恩給、傷病年金及び傷病賜金

3 復帰希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改正後の施行法の長期給付に因する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者

は、施行日以後の公庫職員であつた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

4 前項の規定の適用を受けた者に係る恩給(第二項各号に掲げるものを除く。)を受ける権利は、施行

5 改正後の法第一百二十四条の二第二項ただし書及び第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、同条第四項中「当該復帰希望

公務員とみなされる者(以下「公務員とみなされる者」という。)となつたものとした場合に、次に掲げる法律の規定により当該公團等の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者との在職年月数に通算されることとなるもの(以下「公團等職員」といふ。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続き公團等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後

後の法第三十八条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望しない旨を、公團等職員となる前の組合に申し出たときは、改正後の施行法第四十一条第四項の規定は、施行日以後、その者については適用しな

れに引き続き復帰したときの改正後

の法第三十九条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることは、希望しない旨を、公團等職員となる前の組合に申し出たときは、改正後の施行法第四十一条第四項の規定は、施行日以後、その者については適用しな

い。

一 日本住宅公团法(昭和三十年法律第五十三号)第五十九条第一項及び第四項

二 愛知用水公团法(昭和三十年法律第一百四十一号)第四十八条第一項及び第四項

三 農地開発機械公团法(昭和三十年法律第一百四十二号)第三十三項及び第四項

四 日本道路公团法(昭和三十二年法律第八十五号)第四十四条第一項及び第四項

五 森林開発公团法(昭和三十二年法律第八十五号)第四十四条第一項及び第二項

六 原子燃料公团法(昭和三十二年法律第九十四号)第三十七条第一項及び第二項

七 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第三十

九条第三項及び第四項

八 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百二十六号)第三十

五条第三項及び第四項

九 中小企業信用保険公庫法(昭和三十三年法律第九十三号)第三十

和三十三年法律第九十三号)第三十

十 首都高速道路公團法(昭和三十四年法律第二百三十三号)第四

二十九条第一項及び第二項

十一 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百三十三号)第一項

十二 雇用促進事業団法(昭和三十六条法律第二百三十三号)附則第

二 前項の申出をしなかつた公團等

十八条第三項及び第四項並びに同法附則第十二条第一項

三 条第一項

四 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百三十三号)附則第

五 前項の申出をしなかつた公團等

六 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百三十三号)附則第

七 前項の申出をしなかつた公團等

八 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第二百三十三号)附則第

九 前項の規定に該当する者に対する

十 前項の規定に該当する者に対する

十一 前項の規定は、當該期間(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十六号)の施行の日前の期間に限る。)とする。

十二 前項第五項の規定は、復帰希望職員について準用する。

(その他の公庫等職員に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前に公務員若しくは公務員とみなされる者は又は組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く)であつた者で、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて改正後の法第二百二十四条の二に規定する公庫等職員となり、引き続きこの法律の施行の際現に当該公庫等職員として在職するもの(その在職することとなつた日の前日において國の職員であつた者に限るものとし、公庫職員、公團等職員並びに附則第二十二条に規定する復帰希望役職員及び復帰希望組合員を除く。以下「その他公庫等職員」という。)が、施行日から六十日以内に、政令で定めるところにより、その者の施行日以後の引き続きその他の公庫等職員としての在職期間を、これに引き続き復帰したときの改正後の法正後の施行法の長期給付に関する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

前項の規定に該当する者に対する規定(改正後の法第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、施行日以後の公團等職員(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公團等職員として在職し、引き続き復帰したときは、改正後の法又は改めた期間引き続き組合員であつたものとみなす。

(他の公庫等職員に関する経過措置)

第十二条 附則第九条第三項から第五項までの規定は、復帰希望職員について準用する。この場合において、

同条第四項中「恩給第二項各号に掲げるものを除く。」とあるのは

「附則第十二条第一項に規定する同条第四項中「恩給第二項各号に掲げるものを除く。」とあるのは

「普通恩給並びに退職年金、減額退職年金、通算退職年金及び廃疾年金」とあるのは

「増加恩給と併給される普通恩給」とあるのは「改正前の施行法第六条第一項ただし書(同法第四十二条第一項又は第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた退職年金」と読み替えるものとする。

前項において準用する場合を含む。の規定の適用を受けた退職年金」と読み替えるものとする。

(除算された加算年の算入に伴う経過措置)

第十四条 更新組合員又は改正後の施行法第四十二条第一項各号に掲げる者(以下「再就職者」という。)が昭和三十七年九月三十日以前に退職し、又は昭和三十六年九月三十日以前に死亡した場合において、

同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が

組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。ただし、支給額十五分の一に相当する金額を控除

した金額とする。ただし、支給額の全部が組合に返還された場合は、この限りでない。

(旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置)

第十五条 更新組合員又は再就職者が昭和三十六年九月三十日以前に退職し、又は死亡した場合において、

退職の規定により、同年十月分か

年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、同年十月分か

年金又は遺族年金を支給する。

前項において准用する場合を含む。の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、同年十月分か

年金又は遺族年金を支給する。

前項において准用する場合を含む。の規定を適用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支給する。

(一時恩給又はこれらの一時金の額)

(同法第八十条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職

一時金の額の算定の基礎となつた

組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。ただし、

支給額等の額(以下この項において「支給額等」という。)の一部が

組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。ただし、

昭和三十六年五月三十日 楽議院会議録第四十七号(その一) 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 魚価安定基金法案外二案

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

魚価安定基金法案(内閣提出)	
漁業生産調整組合法案(内閣提出)	
○田邊國男君	議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
安定期定基金法案、漁業生産調整組合法案、右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。	すなわち、この際、内閣提出、魚価調整組合、水産業協同組合等が多種性の水産動物の価格を安定させるために行なう調整等の事業につき助成することにより、漁業經營の安定に資することを目的とする。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。	(出資)
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。合法案、右両案を一括して議題といたします。	第五条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第七条 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出资することができる。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第八条 次の各号の一に該当する者は、基金に出资することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

魚価安定基金法案(内閣提出)	
漁業生産調整組合法案(内閣提出)	
○田邊國男君	議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
安定期定基金法案、漁業生産調整組合法案、右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。	すなわち、この際、内閣提出、魚価調整組合、水産業協同組合等が多種性の水産動物の価格を安定させることにより、漁業經營の安定に資することを目的とする。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。	(出資)
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第五条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第七条 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出资することができる。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第八条 次の各号の一に該当する者は、基金に出资することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

魚価安定基金法案(内閣提出)	
漁業生産調整組合法案(内閣提出)	
○田邊國男君	議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。
安定期定基金法案、漁業生産調整組合法案、右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。	すなわち、この際、内閣提出、魚価調整組合、水産業協同組合等が多種性の水産動物の価格を安定させることにより、漁業經營の安定に資することを目的とする。
○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。	(出資)
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第五条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第七条 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出资することができる。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第八条 次の各号の一に該当する者は、基金に出资することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。
○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。(出資)	第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第七章 調則(第四十五条~第四十九条)	
第一条 総則(第一条~第六条)	(出資者たる地位の喪失) 通知しなければならない。 (資本金)
第二章 役員等(第七条~第二十一条)	第五条 基金の資本金は、次条第一項の規定により政府が出資する金額、同条第二項の規定により都道府県が出資する金額及び第七条に規定する者が出資する金額の合計額とする。
第三章 業務(第二十九条~第三十二条)	第六条 政府は、八千万円を基金に出资する。
第四章 財務及び会計(第三十三条~第三十六条)	第七条 都道府県は、自治大臣の承認を受けて、基金に出资することができる。
第五章 監督(第三十九条~第四十二条)	第八条 次の各号の一に該当する者は、基金に出资することができない。
第六章 雜則(第四十三条~第四十四条)	第九条 基金に出资する者は、出資の払込みについて、相殺をもつて基金に対抗することができない。
第七章 調則(第四十五条~第四十九条)	第十条 基金は、出資者に対し、その持分を払いもどすことができない。
第八章 民法の準用(第五十条)	第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。
第九章 第六十九条(民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する)の規定は、基金に準用する。	第十五条 基金でない者は、魚価安定基金という名称を用いてはならない。

いて、その漁業を営む中小漁業者等が自主的に漁業生産活動を調整する組織を設けることができるようになるとともに、その自主的な調整だけでは十分でないと認められる場合に國がこれを補完する措置を講ずることができるようになることにより、その中小漁業者等の經營の安定を図り、もつて國民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

(定義) 第一条 この法律において「指定漁業」とは、一定の海域において多種性の水產動物の採捕を目的とする漁業で、次の各号の要件のすべてを備え、かつ、時期的に過度の漁獲が行なわれることによりしばしばその漁獲物の価格が著しく下落し、その結果その漁業を営むものとして、政令で指定するものをいう。

一 その漁業を営む者の総数の三分の二以上が中小漁業者である

こと。
二 その漁業に係る漁業生産活動の相当部分が中小漁業者により行なわれていること。

2 とくに、次の各号に掲げる者をいふ。

一 漁業を営む個人
二 漁業を営む漁業協同組合
三 漁業生産組合
四 漁業を営む法人(前二号に掲げる者を除く)で、その常時使

用する従業者の数が三百人以下

であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船をいふ。以下同じ。)の合計総トン数が千トン以下であるもの

第二章 漁業生産調整組合

第一節 総則

(法人格及び住所)

第三条 漁業生産調整組合(以下「組合」といふ。)は、法人とする。

組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第四条 組合は、次の要件のすべてを備えなければならない。

一 営利を目的としないこと。

二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。

三 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

四 脱退することができる組合員の議決権及び選挙権が平等であること。

第五条 組合は、その名称中に漁業生産調整組合といふ文字を用いなければならぬ。

組合でない者は、その名称中に漁業生産調整組合といふ文字を用いてはならない。

第六条 組合は、指定漁業ごとに、指定漁業を営む者が設立することができるものとする。

組合は、指定漁業ごとに一個と

する。

第七条 組合は、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となるとともに、その組合員たる資格を有する者の三分の二以上が中 小漁業者であり、かつ、組

組合員の三分の二以上が中小漁業者であるものでなければ、設立することができない。

第八条 組合員たる資格を有する者は、定款で定める漁船を使用して行なう指定漁業(以下「資格漁業」といふ。)を営む者とする。

(登記) 第九条 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

3 組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができる。

3 組合は、組合員のために、第二条第一項の事態を克服するために組合協約を締結することができる。

2 組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができない。

2 前号に掲げる制限に附帯する事業は、一部を行なうものとする。

1 組合員が行なう資格漁業に係る水產動物の採捕若しくはその採捕に係る水產動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水產動物の陸揚げに関する制限(次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。)

2 前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一項の規定による指定をする根拠となつた同項の事態(時期的に変更しよとするときも、同様とする)。

1 前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

2 前号の制限を実施するための検査の方法

3 手數料又は過怠金に関する事項

第十二条 農林大臣は、前条の認可の申請に係る調整規程又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同条の認可をし

てはならない。

う。)を克服することが著しく困難な場合におけるその組合員の採捕に係る水產動物の陸揚げに関する制限で、農林省令で定めたところを内容とするもの。ただし、前号に掲げる制限とともにする場合に限る。

三 前二号に掲げる制限に附帯する事業は、一部を行なうものとする。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければならない。

3 組合は、前項の事業のほか、組合員に対し資格漁業に関する情報を提供する事業を行なうことができない。

2 前号に掲げる制限に附帯する事業は、一部を行なうものとする。

1 組合員が行なう資格漁業に係る水產動物の採捕若しくはその採捕に係る水產動物の運搬に関する制限又はその採捕に係る水產動物の陸揚げに関する制限(次号の農林省令で定める事項を内容とするものを除く。)

2 前号に掲げる制限を実施した後においても、その資格漁業に係る指定漁業につき第二条第一項の規定による指定をする根拠となつた同項の事態(時期的に変更しよとするときも、同様とする)。

1 前条第一項第一号又は第二号に掲げる制限の種類及び方法並びにその制限を行なう期間

2 前号の制限を実施するための検査の方法

3 手數料又は過怠金に関する事項

第十三条 農林大臣は、調整規程の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(調整規程の届出) 第十四条 組合は、調整規程を廃止するときには、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(調整規程の認可) 第十五条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、総会の議決の三分の二以上の多数をもつてしなければならない。

3 調整規程の設定は、第一項の規定にかかるらず、創立総会の議決によつてすることができる。

(過怠金) 第十六条 組合は、調整規程で定められたところにより、調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課すことができる。

(検査員) 第十七条 組合は、定款で定めるところにより、調整規程の実施を検査することができる。

査するため、検査員を置くことができる。

(従業者に対する配慮)

第十八条 組合の組合員は、調整規程に従いその漁業生産活動を制限するに当たつては、その従業者に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

(組合協約の交渉及び締結)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、組合の代表者が、政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程による調整事業に関し第十条第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限りその交渉に応じなければならない。

二 組合の組合員と資格漁業に関する取引関係がある漁獲物運搬業者

三 組合の組合員たる資格を有する者で組合に入れていないもの

2 前項に規定する場合のほか、組合の組合員と資格漁業に関する取引関係がある事業者は、その取引条件について組合の代表者が政令で定めるところにより第十条第三項の組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

3 組合の代表者は、調整規程が設定され又は変更される前にその案に係る調整事業に関し第一項の規

定期による申出をしようとするときは、その申出に係る組合協約の内容及びその申出の相手方につき総

会の承認を得なければならぬ。

4 農林大臣は、第一項の規定によると申出が行なわれた場合において、その組合の組合員たる漁業者が営む資格漁業の経営の安定のために特に必要があると認めるときは、その組合又はその交渉の相手方に対し、組合協約の締結に關する必要な勧告をすることができる。

第五条 第十条第三項の組合協約は、あらかじめ総会の承認を得て、同項の組合協約であることを明記した書面をもつてすることによつて、その効力を生ずる。

2 第十条第三項の組合協約は、直接に組合員に対してその効力を生ずる。

3 組合の組合員が締結する契約

で、その内容が第十条第三項の組合協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したものとみなす。

(組合協約の認可等)

第二十一条 組合が、その行なう調整事業に関し第十九条第一項第三号に掲げる者と締結する第十条第三項の組合協約は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 農林大臣は、前項の認可の申請に係る組合協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときで

なければ、同項の認可をしてはならない。

一 第二条第一項の事態を克服するため必要な最少限度をこえないとこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 その組合協約又はその変更後の相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。

四 第二十二条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に对抗することができない。

3 第二十三条 組合員は、定款で定めるところにより、魚価安定基金に対する出資の財源にあてるため、組合員から負担金を徴収することができます。

2 第二十四条 組合は、定款で定めるところにより、魚価安定基金に対する出資の財源にあてるため、組合員から負担金を徴収することができます。

3 第二十五条 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

2 第二十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又は、その加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

3 第二十七条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定により組合員は、定款で定めるところを有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定により組合員たる資格を有する。

3 第二十八条 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができ

る。

2 第二十九条 組合員は、次の原因によつて脱退する。

一 組合員たる资格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 第三十条 組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

3 第三十一条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 第三十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所と

代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならぬ。

一 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすること。

二 死亡又は解散

三 除名

2 第三十三条 組合員は、次の原因によつて脱退する。

一 組合員たる资格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 第三十四条 組合員は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払いについて、相殺をもつて組合に对抗することができない。

3 第三十五条 組合は、定款で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

2 第三十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又は、その加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

3 第三十七条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定により組合員は、定款で定めるところを有する。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第五十五条の規定により組合員たる資格を有する。

3 第三十八条 組合員は、三十日前までに予告して脱退することができ

る。

2 第三十九条 組合を設立するには、その組合員になろうとする十人以上の中小漁業者が発起人となることを要する。

3 第四十一条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所と

代理することができない。

2 第四十二条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所と

代理することができない。

3 第四十三条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所と

代理することができない。

2 前項の公告は、会議開催日の二週間前までにしなければならない。
 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものの二分の一以上が出席して、その議決権の三分の二以上で決する。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出たものと組合の設立されていないこと。

6 創立総会については、第二十二条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九条第五項、第二百四十四条（総会の議事関係人の議決権）、第二百四十五条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十七条（総会の議事録）、第二百四十九条から第二百五十三条まで、第二百五十二条及び第三十条（総会の決議の取消し又は無効）の規定を準用する。

この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「漁業生産調整組合法第三十一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要する（成立の届出）」。

第三十四条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。（成立の時期）

第三十五条 組合は、成立の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

〔商法の準用〕

第三十六条 組合の設立については、商法第四百二十九条（株式会社第五項）と読み替えるものとする。

〔設立の認可〕

第三十一条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他の必要な事項を記載した書面を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 農林大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるとときは、同項の認可をしなければならない。

一 第六条第一項の要件を備えており、かつ、当該指定漁業につき組合が設立されていないこと。

二 第七条の要件を備えていること。

三 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反しないこと。

四 組合員たる資格その他の構成がその事業を行なうのに適当であること。（理事への事務の引継ぎ）

五 組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

六 経費の分担に関する規定

七 役員の定数及びその選舉に関する規定

八 事業年度

九 公告の方法

10 組合の定款には、事項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

（規約）

第三十八条 次の事項は、定款で認めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

〔定款〕

第三十九条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重い事項につき第四十八条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告したときは、同様とする。

3 第一項の理事の責任についての規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてもならない。

〔理事の責任〕

第四十一条 組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から二週間以内に、農林大臣にその旨を届け出なければならない。

〔役員の任期〕

第四十二条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてもならない。

〔監事の定数〕

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選舉する。た

〔理事会〕

第四十二条 組合の業務の執行は、会において選舉する。

4 理事の定数の少なくも三分の二は、組合員（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならぬ。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者（法人を除き、組合員にならうとする法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が書面により理事会の過半数が出席し、その過半数で決する。

3 理事会は、理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

4 理事会が決する。

第五節 管理

第三十七条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所の所在地

四 組合員たる資格に関する規定

五 組合員の加入及び脱退に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 役員の定数及びその選舉に関する規定

八 事業年度

九 公告の方法

10 組合の定款には、事項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因を定めたときは、その時期又は原因を記載しなければならない。

（規約）

第三十八条 次の事項は、定款で認めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

2 組合員名簿には、各組合員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

4 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

5 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

6 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

7 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

8 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

9 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

10 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

11 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

12 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

13 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

14 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

15 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

16 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

17 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

18 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

19 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

20 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。

理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の解任) 第五十一条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、役員の解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

3 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、定款、規約又は調整規程の違反を理由として解任を請求するときは、この限りでない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から一週間前までに、その請求に係る役員に前項の書面の写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

5 前項の場合については、第五十一条第二項及び第五十四条の規定を準用する。

(商法等の準用) 第五十二条 通常総会は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

6 組合員が総組合員の五分の一以上より、何時でも招集することができる。

7 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

8 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

9 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

10 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

11 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

12 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

13 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

14 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

15 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

16 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

17 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

18 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

19 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

20 組合員及び組合の債権者は、定款で定めることにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第二百八十四条 (取締役及び監査役の責任の解除) の規定を、理事については、民法第五十五条(代理権の委任)並びに商法第二百五十四条(取締役の義務)、第二百六十二条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十九条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、同法第二百二十九条第五項、第二百四十五条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十九条から二百五十九条ノ三まで(取締役の議決権)及び第二百六十三条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第三百一十二条(取締役会の議事録)についても、同法第二百二十九条第五項、第二百四十五条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百六十三条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第五十四条 前条第二項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しないければならない。

第五十五条 前条第二項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に理事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が組合員の五分の一以上の同意を得たときも、同様とする。

(総会の招集の手續) 第五十五条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款で定める方法に従つてしまねばならない。

第五十六条 組合が組合員に対しても通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所)にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項) 第五十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

2 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

3 議長は、組合員として総会の議決権を行使する場合は、第五十五条の二分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

4 総会においては、第五十五条の二分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を除いてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。

5 総会においては、第五十五条の二分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

6 その他の定款で定める事項を受ける農林大臣の承認を得て総会を招集する場合は、第五十五条の二分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

7 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 前項の認可については、第三十条(総会の議事録)の規定を準用する。

9 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しないければならない。

10 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

11 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

12 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

13 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手続をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

14 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手續をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

15 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手續をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

16 前項の規定によると請求をした組合員は、その請求をした日から十日以内に監事が総会の招集の手續をしないときは、農林大臣の承認を得て総会を招集することができる。

面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しないければならない。

第五十六条 総会の議事は、この法についても、民法第五十五条(代理権の委任)並びに商法第二百五十四条(取締役の義務)、第二百六十二条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十九条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。

第五十七条 総会の議事は、この法についても、民法第五十五条(代理権の委任)並びに商法第二百五十四条(取締役の義務)、第二百六十二条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十九条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。

第五十八条 総会の議事は、この法についても、民法第五十五条(代理権の委任)並びに商法第二百五十四条(取締役の義務)、第二百六十二条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告求め調査をする権限)及び第二百七十九条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。

第五十九条 総会の議事は、この法についても、民法第五十五条(代理権の委任)並びに商法第二百五十四条(取締役の義務)、第二百六十二条から第二百六十二条まで(会社代表)及び第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第四十六条並びに商法第二百七十四条(報告求め調査をする権限)及び第二百七十九条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。

第六十条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十一条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十二条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十三条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十四条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十五条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十六条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十七条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十八条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第六十九条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十一条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十二条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十三条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十四条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十五条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

第七十六条 総会についても、商法第二百三十九条第五項、第二百四十一条第二項(特別利害関係人の議決権)及び第二百四十二条(農林大臣の承認を得て総会を招集すること)の規定を準用する。

ることは、その組合の組合員たる資格を有する者の当該資格漁業に係る經營の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民經濟の健全な發展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を參照して、当該資格漁業に係る第十条第一項第一号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

(命令の決定及び形式)

第七十条 前条の規定による命令は、当該組合が総会の議決を経て、農林大臣に申し出た場合でなければ、することができない。

2 農林大臣は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、前条の規定による命令をするかどうかを決定し、その申出をした組合にその結果を通知しなければならない。

3 第一項の議決については、第十五條第二項の規定を準用する。

4 前条の規定による命令は、農省令をもつてするものとする。
(聴聞)

第七十一条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするときは、聴聞を行ない、広く一般の意見をきかなければならぬ。
(調整規程の変更命令)

第七十二条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をしようとするとき、又はその命令をした後において、特に必要があると認める

ときは、その命令に係る組合に対し、期間を定めてその調整規程を変更すべき」とを命ずることができる。
(命令の変更又は取消し)
第七十三条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をした後において、同条の規定によりその命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。
(事務の処理)
第七十四条 農林大臣は、第六十九条の規定による命令をする場合において、その命令の円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、政令で定めることにより、その命令に係る事務の一一部は、その命令に係る組合が処理すべき旨を定めることができる。
(手数料)
第七十五条 第六十九条の規定による命令に基づく割当て、検査その他処分を受ける者は、農林省令で定めるところにより、その処分をするのに直接必要となる費用の額をこえない範囲内において農林省令で定める額の手数料を納付しなければならない。
(役員等の解任命令)
第七十六条 農林大臣は、第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は検査員でその事務に従事するものがその事務を不正に処理し、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(秘密保持義務)
第七十七条 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員若しくは職員でその事務に従事するもの又はこれらの職に附いた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

(不服の申立て)
第七十八条 第六十九条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。

2 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合がその事務の処理としてした行為に不服のある者は、その行為のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて農林大臣に不服の申立てをすることができる。ただし、行為の日から六十日を経過したときは、不服の申立てをすることができない。

第四章 雜則
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第七十九条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第十一条の認可を受けた調整規程又は第二十一条第一項の認可を受けた組合協約及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引

二 方法に該当する行為をさせるようにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後二月を経過したとき。(同条第三項の規定による請求に応じ、農林大臣が第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をした場合を除く。)

二 次条第三項の規定による請求が調整規程又は組合協約の定め一部について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定は、その調整規程又は組合協約の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には適用しない。

(公正取引委員会との関係)

二 第八十一条 農林大臣は、第十一条若しくは第二十一条第一項の認可をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

二 農林大臣は、第十三条(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)又は第七十二条の規定による処分をしたときは、運営なくなりたと認めるとき、又は受けた組合協約の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつて

たと認めるときは、農林大臣に対し、第十三条（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（中央漁業調整審議会への諮問）

第八十一条 農林大臣は、第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第六十九条の規定による命令をしようとするときは、中央漁業調整審議会に諮問しなければならない。

2 前項に規定するものほか、農林大臣は、この法律の施行に関する重要な事項について、中央漁業調整審議会の意見をきくことができる。

（関係都道府県知事の意見の聴取）

第八十二条 農林大臣は、第十一条若しくは第二十一条第一項の認可、第十三条（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は第六十九条の規定による命令をしようとする場合において、その認可若しくは処分に係る調整規程若しくは組合協約又はその命令の実施が関係都道府県における水産業に著しい影響を及ぼすと認めるときは、あらかじめ、その都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

（報告の徵収）

組合の組合員たる資格を有する者又は第十九条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者で同項の規定による申出を受けたものに対し、その業務又は会計の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第八十四条 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の組合員たる資格を有する者の漁船、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは会計の状況又は漁具、漁ろう装置その他の設備、漁船若しくは漁獲物を検査させることができることとする。

2 農林大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合の事務所に立ち入り、業務又は会計の状況を検査させることができることとする。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(権限の委任)

第八十五条 この法律の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第五章 罰則

第八十六条 第七十四条の規定により第六十九条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員でその事務に従事するものは職員でその事務に従事するもの

が、その職務に關し、わいろを受受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第八十七条 前条に規定する役員又は職員にならうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けてわいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に規定する役員又は職員となつた場合において、三年以下の懲役に処する。

2 前条に規定する役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けた職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第八十八条 前二条の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三条 第二項後段又は第七十一条に規定する場合を除いて、組合の理事は、三万円以下の罰金に處する。

四 第八十三条第二項又は第八十条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は虚偽の届出をした者は

虚偽の届出をした者

四 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は

虚偽の届出をした者

四 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は

虚偽の届出をした者

五 第三十九条第五項の規定に違反したとき。

六 第三十五条、第四十条又は第六十二条第三項の規定に違反したとき。

七 第三十九条第五項の規定に違反したとき。

八 第四十四条(第六十四条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

九 第四十七条又は第四十八条(これらの規定を第六十四条において準用する場合を含む)の規定に違反したとき。

十 第六十四条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十一 第六十四条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十二 第五十二条の規定に違反したとき。

十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十七 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十八 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十九 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十 第六十八条の規定に違反して書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

第五十一条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定

に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は臘写を拒んだとき。

二十一 第九条第一項の政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二十二 第二十六条の規定に違反したとき。

二十三 第五十二条の規定に違反したとき。

二十四 第二十九条第二項後段又は第五十条第四項の規定に違反したとき。

二十五 第二十九条第二項後段又は第六十条において準用する商法第六十四条において準用する商法第四百十九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

二十六 第五十二条の規定に違反したとき。

二十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

三十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

四十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

五十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

六十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十六 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十七 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十八 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

七十九 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十一 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十二 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十三 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十四 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

八十五 第六十四条において準用する商法第六百三十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

する割賦販売(以下「前払式割賦販売」といふ。)は、通商産業省に備える前払式割賦販売業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録割賦販売業者」といふ。)でなければ、業として営んではならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

一 指定商品の前払式割賦販売の方法による年間の販売額が政令

で定める金額に満たない場合

二 指定商品が新たに定められた場合において、現に当該指定商品を前払式割賦販売の方法により販売することを業として営んでいる者が、その定められた日から六月間(その期間内に次条の申請書を提出した場合には、その申請書につき登録又は登録拒否の処分があるまでの間を含む。)当該商品を販売するとき。

三 前号の期間が経過した後において、その期間の末日までに締結した同号の指定商品の前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内で當む場合

(登録の申請)

第一十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 名称
二 本店その他の営業所及び代理店の名称及び所在地
三 資本又は出資の額及び役員の氏名

2 前項の申請書には、定款、登記簿の原本その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

第三条 前項の規定による登録の申請をしようとする者は、手数料として三千円を納付しなければならない。

(手数料)

第十三条 前条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、手数料として三千円を納付しなければならない。

める書類を添付しなければならない。

い。

第十四条 通商産業大臣は、第十二条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第十二条第一項各号に掲げる事項及び登録年月日を前払式割賦販売業者登録簿に登録しなければならない。

五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない法人

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰

金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

ハ 登録割賦販売業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

八 登録割賦販売業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

ハ 登録割賦販売業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

八 登録割賦販売業者が第二十一条第一項又は第二項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録割賦販売業者の役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

れ、その取消しの日から二年を経過しない法人

五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない法人

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰

金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

七 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

八 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

九 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十一 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十二 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十三 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十四 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十五 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十六 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十七 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十八 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十九 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

二十 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

二十一 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

の供託所に供託しなければならない。

二 登録割賦販売業者は、営業保証金を供託したときは、供託物受入手数料として三千円を納付しなければならない。

三 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

四 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

れ、その取消しの日から二年を経過しない法人

五 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない法人

六 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰

金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

七 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

八 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

九 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十一 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十二 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十三 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十四 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十五 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十六 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十七 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

十八 登録割賦販売業者は、前項の届出をした後でなければ、その営業を開始してはならない。

(変更登録の申請)

十九 登録割賦販売業者は、第十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その変更に

日から三十日以内に、その変更に

係る事項を記載した変更登録の申

請書を通商産業大臣に提出しなけ

ればならない。

二十 登商産業大臣は、登録割

賦販売業者が第十五条第一項第三

号の規定に該当することとなつた

場合において、購入者の保護のた

め必要があると認めるときは、

当該登録割賦販売業者に対し、前

払式割賦販売の契約を締結しては

ならない旨を命ずることができ

る。

二 通商産業大臣は、前項の規定によ

る命令をした場合において、そ

の命令の要件に該当しなかつた

ときは、その命令を取り消さなければならぬ。

二十一 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十二 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十三 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十四 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十五 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十六 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十七 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十八 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

二十九 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十一 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十二 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十三 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十四 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十五 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十六 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十七 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十八 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

三十九 登録割賦販売業者が前

項の規定によ

る。

(營業保証金の不足額の供託)

第二十三条 登録割賦販売業者は、前条第一項の権利を有する者がその権利を実行したため、營業保証金が第十七条第一項に規定する額に不足することとなつたときは、その不足額を供託しなければならない。

第二十六条第二項及び第十七条第二項の規定は、前項の規定により供託する場合に準用する。

(登録の取消)

第二十三条 通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定に該当することとなつたとき。
二 第二十一条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされないとき。
三 第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき。
五 通商産業大臣は、登録割賦販売業者が次の各号の一に該当するとときは、その登録を取り消すことができる。

(登録の取消の申請)

第二十五条 登録割賦販売業者が次のこととなつたときは、當該各号の一に掲げる場合に該当する。

一 第十五条第一項第二号、第五号又は第六号の規定による命令の日から三月以内に、通商産業大臣に登録の消除の申請をしなければならない。
二 第二十一条第一項の規定による命令があつた場合において、その命令の日から六月以内に同条第二項の規定による取消しがされないとき。
三 第二十二条第一項の規定による命令に違反したとき。
四 不正の手段により第十四条第一項の規定による登録を受けたとき。

(登録の取消の申請)

二 合併により解散した場合その他法人を代表する役員であつた者

三 破産により解散した場合その他の法人を代表する役員であつた者

四 合併又は破産以外の理由により解散した場合その清算人

五 第二十六条 通商産業大臣は、次の各号の一に該当するときは、前払の規定に違反して営業を開始したとき。

式割賦販売業者登録簿につき、その登録割賦販売業者に関する登録を消除しなければならない。

二 前条の規定による申請があつたとき。前条第一項の規定による供託をしないとき。

三 前条第一項の規定による供託をしないとき。

一 第二十三条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

二 前号に該当する場合のほか、前条各号の一に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

三 前号に該当する場合のほか、前条各号の一に掲げる場合に該当する事実が判明したとき。

二 前条第三項及び第二十四条の規定は、前項第二号又は第三号の規定により登録を取り消した場合に準用する。

人は、当該登録割賦販売業者が締結した前払式割賦販売の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお登録割賦販売業者とみなす。

(割賦購入あつせん業者の登録)
第三十一条 割賦購入あつせんは、通商産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法

人(以下「登録割賦購入あつせん業者」といふ)でなければ、業として営むではない。ただし、第八条第四号の団体については、これの限りでない。

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 資本又は出資の額及び役員の氏名

四 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しな

て、営業保証金の額が第十七条第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、同様とする。

二 前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一条第一項の権利を有する者に対し、

第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

三 条から第十九条まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規定は、割賦購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十五条第一項第二号中「購入者」とあり、又は第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」とあるのは「営業所」と、第

八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第

二十三条规定は、當該登録割賦販売業者は第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承継者

といふ)を譲り受け、又は資金の

融通に関して証票の提供を受けてはならない。

(証票の譲受け等の禁止)
第三章 割賦購入あつせん

三 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

四 合併又は破産以外の理由により解散した場合その清算人

五 第二十六条 第二項第一号若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第二十六条第一項第二号若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承継者

といふ)を譲り受け、又は資金の

融通に関して証票の提供を受けてはならない。

(割賦購入あつせん業者の登録)
第三十一条 割賦購入あつせんは、

通商産業省に備える割賦購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法

人(以下「登録割賦購入あつせん業者」といふ)でなければ、業として営むではない。ただし、第八条第四号の団体については、これの限りでない。

二 本店その他の営業所の名称及び所在地

三 資本又は出資の額及び役員の氏名

四 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(登録の申請)

第三十二条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しな

て、営業保証金の額が第十七条第一項に規定する額をこえることとなつたときにおけるその超過額についても、同様とする。

二 前項の営業保証金の取戻しは、当該営業保証金につき第二十一条第一項の権利を有する者に対し、

第一項の権利を有する者に対し、六月を下らない一定期間内に申し出るべき旨を公告し、その期間内にその申出がなかつた場合でなければ、することができない。ただし、営業保証金を取り戻すことができる理由が発生した時から十年を経過したときは、この限りでない。

三 条から第十九条まで、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条の規定は、割賦購入あつせんを業として営む場合に準用する。この場合において、第十五条第一項第二号中「購入者」とあり、又は第二十一条第一項中「前払式割賦販売の契約を締結した者」とあるのは「割賦購入あつせんに係る契約を締結した販売業者」とあるのは「営業所」と、第

八条第一項中「営業所又は代理店」とあるのは「営業所」と、第

二十三条规定は、當該登録割賦販売業者は第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承継者

といふ)を譲り受け、又は資金の

融通に関して証票の提供を受けてはならない。

(証票の譲受け等の禁止)
第三章 割賦購入あつせん

三 前項の公告その他営業保証金の取戻しに關し必要な事項は、法務省令、通商産業省令で定める。

四 合併又は破産以外の理由により解散した場合その清算人

五 第二十六条 第二項第一号若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第二十六条第一項第二号若しくは第二項の規定により登録を取り消され、又は第三号の規定により登録を消除されたときは、当該登録割賦販売業者であつた者又はその一般承継者

といふ)を譲り受け、又は資金の

オリンピック東京大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出第一〇七号)	農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)
文教委員会 付託	飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十一名提出)
以上三件 農林水産委員会 付託	(議案通知)
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出第一〇九号)	一、去る二十五日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
文教委員会 付託	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
一、去る二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案(内閣提出第一〇九号)	一、去る二十九日、参議院に付託された議案は次の通りである。
文教委員会 付託	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
一、去る二十五日参議院に付託された議案は次の通りである。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(議案通知書受領)
後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案	測量法の一部を改正する法律案(議案撤回)
日本国とオーストラリア連邦との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。
日本国とパキスタンとの間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件	一、去る二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
法律案(議案送付)	一、去る二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
一、去る二十五日参議院に付託された議案は次の通りである。	石川県山中町における一時借入金等に関する質問主意書(谷口善太郎君提出)
公衆電気通信法の一部を改正する法律案	(質問書提出)
一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に付託した。	昭和三十六年五月二十六日 衆議院議長清瀬一郎殿 内閣総理大臣 池田 勇人
国有林野事業特別会計法の一部を改	衆議院議員橋渡君提出台湾における日本国民の私有財産に関する質問に対する答弁書(別紙)
正する法律案	一、去る二十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

右の質問主意書を提出する。
昭和三十六年五月十九日

提出者 橋渡 渡

意向を打診させたが、中國側は消極的態度をとりつけ、交渉の開始にいたらなかつた。

(回) 昭和三十年六月七日、在中華民国大使館から正式文書をもつて、交渉開始を申し入れた。

台灣における日本国民の私有財産に関する質問主意書

台灣における日本国民の私有財産に関する質問主意書

(回) 同年七月、在中華民国大使館宮崎公使は、外交部李亞東司長と会談、中國側の回答を督促した。

(回) 同年十一月、在中華民国井口大使は、外交部計政務次長と会談、交渉開始につき中國側の回答を督促した。

とに、口頭をもつて先方を督促している。
 三 両国間に合同委員会のところを設置してすみやかに予備交渉を開始するよう、中國側と鋭意折衝中である。右答弁する。

衆議院会議録第二十八号中正誤		
八三段	行 誤	正
五三三 三	終り五 民主党	民社党
四 四	六 警察官	警察権
八五二	二 薙り七 思はれる	思われる
一三	一七 必要あるで 必要である	
八五四	四 日本国の 日本国と	

官報 号外 昭和三十六年五月三十日

○第三十八回 衆議院会議録 第四十七号(その二)

〔本号(その一)参照〕

国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

右

昭和三十六年二月二十四日

内閣総理大臣 池田 勇人

国際電気通信条約について承認を求めるの件

国際電気通信条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会に提出する。

理由

政府は、千九百五十九年十二月二十一日にジュネーヴで作成された国際電気通信条約並びにこれに附属する最終議定書及び追加議定書に同日署名した。この条約は、千九百五十二年十二月二十一日にブエノス・アイレスで作成された現行の国際電気通信条約に代わるものとして作成されたものであり、最近における電気通信技術の長足の進歩に即応した改善が加えられている。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際電気通信条約

前文

一 締約政府の全権委員は、各國に対しその電気通信を規律する主権を十分に承認して、電気通信の良好な運用によつて諸国民の間の関係及び協力を円滑にする目的をもつて、この条約を締結することを合意した。

二 この条約の当事者となる国及び領域の集合は、国際電気通信連合を構成する。

第一章 連合の構成、目的及び組織

第一条 連合の構成

三 1 國際電気通信連合は、連合員及び準連合員からなる。

四 2 連合員とは、次のものをいう。

五 (a) 第一附属書に掲げる国又は領域の集合で、みずから又は代理されて、この条約に署名し、かつ、これを批准し、又はこれに加入したもの
 (b) 第一附属書に掲げられていない国で、国際連合加盟国となり、かつ、第十八条の規定に従つてこの条約に加入したもの
 六 (c) 第一附属書に掲げられず、かつ、国際連合加盟国でもない主権国で、連合員としてこの条約に加入したもの

七 3 準連合員とは、次のものをいう。

(a) 第二附属書に掲げる国、領域又は領域の集合で、みずから又は代理されて、この条約に署名し、かつ、これを批准し、又はこれに加入したもの

(b) 第四号から第六号までの規定による連合員でない国で、準連合員としての連合への加入の申請が連合員の過半数によつて承認され、かつ、第十八条の規定に従つてこの条約に加入したもの

八 4 準連合員としての加入の申請が連合員の過半数によつて承認された場合に限る。

(c) 国際関係について完全な責任を有しない領域又は領域の集合で、連合員がこれに代わつてこの条約に署名し、かつ、これを批准し、又は第十八条若しくは第十九号の規定に従つてこの条約に加入したもの。ただし、責任を有する連合員が提出した準連合員としての加入の申請が連合員の過半数によつて承認された場合に限る。

九 5 信託統治地域で、準連合員としての加入の申請が国際連合によつて提出され、かつ、国際連合がこれに代わつて第二十条の規定に従つてこの条約に加入したもの

一〇 6 連合員を構成する領域の集合の一部をなす領域又は領域の集合が、第七号又は第九号の規定に従つて準連合員となつたときは、この条約に基づくその権利及び義務は、準連合員としての権利及び義務に限られる。

一一 7 第六号、第八号及び第九号の規定の適用上、連合員又は準連合員としての加入の申請が、全権委員会議から全権委員会議までの間ににおいて、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の仲介によつて提出されたときは、事務総局長は、連合員と協議する。連合員は、協議を受けた日から起算して四箇月の期間内に回答しないときは、棄権したものみなす。

一二 8 第二条 連合員及び準連合員の権利及び義務

一三 9 (1)すべての連合員は、連合の会議に参加する権利を有し、かつ、連合のすべての機関に対する被選挙資格を有する。

一四 10 (2)各連合員は、連合のすべての会議、当該連合員が参加する国際諮問委員会のすべての会議及び、当該連合員が管理理事会の構成員であるときは、理事会のすべての会期において、一個の投票権を有する。

一五 11 (3)各連合員は、また、通信によつて行なうすべての協議において、一個の投票権を有する。

一六 12 準連合員は、連合員と同一の権利及び義務を有する。ただし、準連合員は、連合の会議又は他の機関においては、投票権を有せず、また、国際周波数登録委員会に対する候補者を指名する権利を有しない。準連合員は、管理理事会に対する被選挙資格を有しない。

一七 13 第三条 連合の所在地

一八 14 第四条 連合の目的

一九 15 (a)すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用のため、国際協力を維持し、かつ、増進すること。

二〇 16 (b)電気通信業務の能率を増進し、その利用を増大し、及び公衆によるその利用をできる限り普及するため技術的手段の発達及びその最も能率的な運用を促進すること。 (c)これらの共通の目的に対する諸国の努力を調和させること。

官 報 (号 外)

2

- 二一 2 このため、連合は、特に次のことを行なう。
 (a) 各国の無線通信局の間の有害な混信を避けるため、周波数スペクトルの分配及び周波数割当ての登録を行なうこと。
 二二 (b) 各国の無線通信局の間の有害な混信を除去し、かつ、周波数スペクトルの利用を改善するための努力を調整すること。
 二三 (c) 電気通信の良好な業務及び健全なかつ独立の経理と両立する範囲内で、できる限り低い基準の料金を設定するため、連合員及び準連合員の間における協力を促進すること。
 二四 (d) 新しい国又は発展の途上にある国における電気通信設備及び電気通信網の開設、発達及び改良を、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて、促進すること。
 二五 (e) 電気通信業務の協力によつて人命の安全を確保する措置の採用を促進すること。
 二六 (f) すべての連合員及び準連合員の利益のため、電気通信に關し、研究を行ない、勧告及び希望を作成し、並びに情報を集めて発表すること。
- 第五条 連合の組織
 連合の組織は、次のとおりとする。
- 二七 全権委員会議(連合の最高機関)
- 二八 管理理事会
- 二九 主管庁会議
- 三〇 次に掲げる常設機関
- 三一 事務総局
 (a) 國際周波数登録委員会(I. F. R. B.)
 (b) 國際無線通信諮詢委員会(C. C. I. R.)
 (c) 國際電話諮詢委員会(C. C. I. T. T.)
- 三二 第六条 全権委員会議
- 三三 1 全権委員会議は、次のことを行なう。
 (a) 第四条に定める連合の目的を達成するための一般政策を決定すること。
 (b) 前回の全権委員会議以後の管理理事会及び連合の活動に関する管理理事会の報告を審査すること。
- 三四 2 次回の全権委員会議までの期間について連合の予算の基準及び経費の最高限を定めること。
- 三五 3 連合のすべての職員の基準俸給、基準俸給表並びに手当及び年金の制度を定めること。
- 三六 4 連合の会計計算書を最終的に承認すること。
- 三七 5 管理理事会を構成する連合員を選舉すること。
- 三八 6 事務総局長及び事務総局次長を選舉すること。
- 三九 7 連合の会計計算書を最終的に承認すること。
- 四〇 8 連合の会計計算書を最終的に承認すること。
- 四一 9 (a) 必要と認めるときは、この条約を改正すること。
 (b) 必要があるときは、連合と他の国際機関との間の協定を締結し、又は改正し、及びこれに關して適切と認める措置を執ること。
- 四二 10 (a) 必要があるときは、連合と他の国際機関との間の協定を締結し、又は改正し、及びこれに關して適切と認める措置を執ること。
- 四三 11 (a) 必要と認めるすべての電気通信の問題を處理すること。

- 四四 2 全権委員会議は、通常、前回の全権委員会議が定めた場所で、かつ、その会議が定めた期日に会合する。
- 四五 3 (1) 次回の全権委員会議の期日及び場所又はこれらのいずれかは、次の場合には、変更することができる。
 (2) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が事務総局長に対して個別に請求する場合

- 四五 4 (1) 前記のいすれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定める。
- 四五 5 (2) 前記のいすれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのいずれかは、連合員の過半数の同意を得て定める。

- 四五 6 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 7 第七条 主管庁会議

- 四五 8 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 9 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 10 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 11 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 12 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 13 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 14 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 15 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 16 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 17 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 18 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 19 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 20 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 21 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 22 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 23 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 24 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 25 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 26 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 27 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 28 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 29 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 30 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 31 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 32 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 33 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 34 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 35 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 36 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 37 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 38 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 39 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 40 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 41 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 42 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 43 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 44 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 45 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 46 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 47 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 48 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 49 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 50 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 51 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 52 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 53 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 54 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 55 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 56 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 57 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 58 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 59 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 60 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 61 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 62 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 63 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 64 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 四五 65 連合の主管庁会議は、次のものからなる。

- 六六 6 特別会議は、その議事日程に掲げる問題を処理するため招集する。この会議の決定は、いかなる場合にも、この条約及び業務規則の規定に従うものでなければならぬ。
- 六七 7 (1) 特別会議は、次の場合に招集することができる。
 (a) 全権委員会議、通常主管庁会議又は臨時主管庁会議が決定する場合。これらの会議は、特別会議の議事日程並びに会合すべき期日及び場所を定める。
- 六八 8 (b) 業務に関する世界特別会議の場合には少なくとも二十の連合員及び準連合員が、地域特別会議又は業務に関する地域特別会議の場合には関係地域の連合員及び準連合員の少なくとも四分の一が、その提議に係る議事日程を審議するための特別会議の開催の希望を事務総局長に個別に通知する場合
- 六九 9 (c) 管理理事会が提議する場合
- 七〇 10 (2) 第六八号及び第六九号に掲げる場合には、会議の期日及び場所並びに議事日程は、業務に関する世界特別会議については連合員の過半数、地域特別会議又は業務に関する地域特別会議については関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。
- 七一 11 (3) 通常主管庁会議、臨時主管庁会議又は業務に関する世界特別会議の期日及び場所又はこれらのはずかは、次の場合には、変更することができる。
- 七二 12 (2) 少なくとも二十の連合員及び準連合員が事務総局長に対して個別に請求する場合
- 七三 13 (b) 管理理事会が提議する場合
- 七四 14 (2) 前記のいすれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのはずかは、連合員かは、次の場合には、変更することができる。
- 七五 15 (a) 関係地域の連合員及び準連合員の少なくとも四分の一が請求する場合
- 七六 16 (b) 管理理事会が提議する場合
- 七八 17 (1) 管理理事会は、その業務の組織化及び討議の進行について、この条約に附屬する一般規則に掲げる会議の内部規則を適用する。もつとも、各会議は、不可欠と認める補足規定を探すことができる。
- 七八 18 (2) 前記のいすれの場合にも、新たな期日及び場所又はこれらのはずかは、関係地域の連合員の過半数の同意を得て定める。
- 七八 19 A 組織及び運営
- 七八 20 1 (1) 管理理事会は、全権委員会議が、世界のすべての地域が平衡に代表されることの必要性を考慮して選挙した二十五の連合員で構成する。理事会に選挙された連合員は、全権委員会議が新たな理事会の選挙を行なう日までその任務を行なう。これらの連合員は、再選されることができる。
- 七八 21 (2) 全権委員会議から全権委員会議までの間ににおいて管理理事会に欠員を生じたときは、同一の地域に属する連合員で、前回の投票において当選しなかつたもののうち最大の投票数を得たものが、権利として理事会の構成員となる。

- 八〇 2 B 管理理事会
- 八一 3 管理理事会の構成員たる各連合員は、理事会に参加するため、電気通信業務に経験のある適任者を任命し、かつ、当該理事会がその任務を行なう期間中は、できる限りその交代を避けるよう努めること。
- 八二 4 管理理事会は、その内部規則を定める。
- 八三 5 管理理事会は、各年次会期の初めに、その議長及び副議長を選舉する。議長及び副議長は、次の年次会期の開会までその職にとどまるものとし、かつ、再選されることができる。議長がないときは、副議長がこれに代わる。
- 八四 6 (1) 管理理事会は、連合の所在地において、年次会期として会合することができる。
- 八五 7 (2) この会期中、管理理事会は、例外として追加の会期を開催することを決定することができる。
- 八六 8 (3) 通常会期から通常会期までの間ににおいて、管理理事会の構成員たる連合員の過半数の請求があつたときは、議長は、理事会を原則として連合の所在地に招集することができる。
- 八七 9 (1) 諸問委員会の委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、理事会は、その構成員のみに限定した会合を行なうことができる。
- 八八 10 (2) 管理理事会は、正式の会期においてのみ行動する。
- 八九 11 (1) 全権委員会議から全権委員会議までの間ににおいては、管理理事会は、全権委員会議によつて委任された権限の範囲内で、全権委員会議の代理者として行動する。
- 九〇 12 (2) 管理理事会は、連合の事務総局長及び事務総局次長、国際周波数登録委員会の議長及び副議長並びに国際諮問委員会の委員長は、権利として管理理事会の討議に参加する。ただし、投票には加わらない。もつとも、理事会は、その構成員のみに限定した会合を行なうことができる。
- 九一 13 (1) 管理理事会は、各連合員の代表者は、第三二号、第三三号及び第三三三号に掲げる連合の常設機関のすべての会合にオブザーバーとして出席する権利を有する。またに要する旅費及び滞在費に限り、連合が負担する。
- 九二 14 (2) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保する。
- 九三 15 B 任務
- 九四 16 (1) 管理理事会は、連合員及び準連合員がこの条約の規定、規則、全権委員会議の決定並びに必要があるときは連合の他の会議及び会合の決定を実施することを容易にするため、すべての措置を執ることを任務とする。
- 九五 17 (2) 管理理事会は、連合の活動の効果的な調整を確保する。
- 九六 18 (a) 管理理事会は、特に次のことを行なう。
 1 全権委員会議によつて課されるすべての任務を行なうこと。
- 九七 19 (b) 全権委員会議から全権委員会議までの間ににおいて、第二十八条及び第二十九条に掲げるすべての国際機関との調整を確保すること。
- 九八 20 1 管理理事会は、第一十九条に掲げる国際機関と、また、第六附属書の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を連合に代わつて締結する。これらの暫定的協定は、第四二号の規定に従つて次回の全権委員会議に提出しなければならない。

官報(号外)

- 九八 2 管理理事会は、前記の機関の会議に又は必要があるときはそれらの機関との合意の上開催される調整会議に参加するため、一人又は二人以上の代表者を連合に代わつて指名する。
- 九九 (c) 全権委員会議によつて与えられた一般的指示を考慮して、事務総局及び連合の常設機関の専門事務局の職員の数及び等級を決定すること。
- 一〇〇 (d) 連合の事務及び会計の活動に必要と認めるすべての規則並びに年金について共通制度を適用している国際連合及び専門機関の現行の例を考慮した事務規則を作成すること。
- 一〇一 (e) 連合の事務の運営を監督すること。
- 一〇二 (f) できる限りの節減を行なうことを旨として連合の年次予算を審査して決定すること。
- 一〇三 (g) 事務総局が作成する連合の会計計算書を毎年検査するため必要なすべての措置を執り、かつ、次回の全権委員会議に提出するためこの計算書を決定すること。
- 一〇四 (h) 必要があるときは、次のことを行なう。
- 1 専門職及び管理職の職員の基準俸給表を、これらに相当する職員の職種について国際連合が共通制度において定める基準俸給表に一致させるように調整すること。ただし、選挙によつて任命される職の俸給を除く。
 - 2 一般職の職員の基準俸給表を、国際連合及び専門機関が連合の所在地について適用する俸給に一致させるよう調整すること。
 - 3 専門職及びこれより上位の職の職務手当(選挙によつて任命される職の職務手当を含む)を、国際連合が連合の所在地について適用することを決定したものに応じて調整すること。
 - 4 連合のすべての職員の手当を、国際連合の共通制度について行なわれるすべての修正に応じて調整すること。
 - 5 連合及び職員が国際連合職員年金共同基金に対して支払う掛け金を同基金の合意に応じて調整すること。
 - 6 第六条及び第七条の規定に従つて、連合の全権委員会議及び主管庁会議の招集のため必要な措置を執ること。
 - 7 有用と認める意見を連合の全権委員会議に提出すること。
 - 8 (i) 連合の常設機関の活動を調整し、これらの機関の請求又は勧告に応ずるため適当な措置を執り、及びこれらの機関の年次報告を審査すること。
 - 9 (j) この条約に定めるその他の職務並びに、この条約及び規則の範囲内において、連合の良好な管理に必要と認められるすべての職務を行なうこと。
 - 10 (k) 国際諮問委員会の委員長が欠けたときは、臨時にこれを補充すること。
 - 11 (l) 管理理事会及び連合の活動に関する報告を全権委員会議の審査のため提出すること。
 - 12 (m) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録を整備しておくこと。ただし、登録原簿その他国際周波数登録委員会の任務に關係のある不可欠な記録を除く。
 - 13 (n) 連合の常設機関の意見及び主要な報告を発表すること。
 - 14 (o) この条約及びその附屬書に規定されず、かつ、解決のため次回の権限のある会議まで待つことができない問題を暫定的に処理するため、連合員の過半数の同意を得て必要な措置を執ること。
 - 15 (p) 管理理事会及び連合の活動に関する報告を全権委員会議の審査のため提出すること。
- 一一一 一二七 (q) 電気通信の発達をすべての可能な手段によつて促進する連合の目的に従い、連合が有するすべての手段、特に国際連合の適当な計画への参加によつて新しい国又は発展の途上にある国に対し技術援助を供与するため、国際協力を促進すること。
- 一一二 第十条 事務総局は、事務総局長が統括する。事務総局長は、事務総局次長によつて補佐される。
- 一一三 一二八 1 (r) 事務総局長及び事務総局次長は、その選挙の際に定める日に職につく。事務総局長及び事務総局次長は、通常、次回の全権委員会議までその職にとどまるものとし、かつ、再選されることができる。
- 一一四 2 (s) 事務総局長は、事務総局に属する任務の全部並びに連合の事務及び会計の業務の全体について、全権委員会議に対して、かつ、全権委員会議から全権委員会議までの間は管理理事会に対して、責任を負う。事務総局次長は、事務総局長に対して責任を負う。
- 一一五 一二九 3 (t) 事務総局長が欠けたときは、事務総局次長が臨時にその職務を行なう。
- 一一六 一二一 4 (u) 事務総局長は、次のことを行なう。
- (a) 事務総局長が主宰し、かつ、事務総局次長及び連合の常設機関の長で構成する調整委員会を通じて、常設機関の活動を調整すること。この調整は、管理的事項、技術援助、对外関係、広報その他管理理事会が特に定めるすべての重要な事項について行なう。
 - (b) 全権委員会議が与える指示及び管理理事会が定める規則に従つて、事務総局の業務を組織化し、及び事務総局の職員を任命すること。
 - (c) 常設機関の専門事務局の設置に関する事務的措置を執り、及び各常設機関の長の選定に基づいてこれと合意の上専門事務局の職員を任命すること。任免の最終の決定は、事務総局長が行なう。
 - (d) 国際連合及び専門機関の決定で、共通制度の勤務、手当及び年金の条件に影響を及ぼすものを管理理事会に報告すること。
 - (e) 管理理事会が承認する事務規則及び会計規則の専門事務局における適用を監視すること。
- 一一七 一二二 5 (f) 連合の常設機関の長の直接の指揮の下に勤務する専門事務局の職員に対してもつぱら管理上の監督を行なうこと。
- 一一八 一二三 6 (g) 連合の会議の前後において書記局としての事務を行なうこと。
- 一一九 一二四 7 (h) 必要があるときは招請政府と協力して、連合のすべての会議の書記局を設置し、及び、請求があるとき、又はこの条約に附屬する規則に規定があるときは、連合の常設機関の会合又は連合が主催する会合の書記局を設置すること。また、請求があるときは、契約によつて電気通信に関する他のすべての会合の書記局を設置することができる。
- 一二〇 一二五 8 (i) 連合の常設機関又は主管庁が提供する資料によつて作成する正式の記録を整備しておくこと。ただし、登録原簿その他国際周波数登録委員会の任務に關係のある不可欠な記録を除く。
- 一二一 一二六 9 (j) 連合の常設機関の意見及び主要な報告を発表すること。
- 一二二 一二七 10 (k) 当事者から通報される電気通信に関する国際協定及び地域的協定を發表し、かつ、それらに關する書類を整備しておくこと。

- 一一一
 (1) 國際周波數登録委員会の技術基準並びに同委員会がその任務として作成する周波数の割当て及び利用に関する他の資料を発表すること。
 (2) 必要があるときは連合の他の常設機関の援助を得て、次のものを作成し、発表し、及び整備しておくこと。
- 一一二
 一三五
 一三六
 一三七
 一三八
 一三九
 二 1 連合の構成及び組織を示す書類
 二 2 この条約に附属する規則に掲げる連合の一般統計及び正式の業務書類
 二 3 会議又は管理理事会の指示によつて作成するその他のすべての書類
- 一一〇
 (a) 発表された書類を配付すること。
 (b) 全世界における電気通信に關する国内及び国際の資料を集めて適切な形式によつて発表すること。
- 一一一
 (c) 連合の他の常設機関と協力して、新しい國又は發展の途上にある國の電気通信網の改善を援助するため、これらの國にとつて特に有用と認められる技術及び業務に関する情報を集めて発表すること。また、國際連合の主催する国際的計画が提供する手段についてこれらの國の注意を促すこと。
- 一一二
 (d) 電気通信業務の最高の能率、特に、混信を減少するため無線周波数の最良の利用を確保する目的をもつて、技術的手段の実施に關して連合員及び準連合員にとつて有用なすべての資料を集めて発表すること。
- 一一三
 (e) 承認を得た後、すべての連合員及び準連合員に情報として送付する。
- 一一四
 (f) 管理理事会に毎年提出する会計報告及び各全権委員会議直前までの総括的計算書を作成すること。これらの報告及び計算書は、管理理事会の検査及び承認を得た後、連合員及び準連合員に通報し、並びに審査及び最終的承認を受けるため次回の全権委員会議に提出する。
- 一一五
 (g) 連合の活動に關する年次報告を作成し、管理理事会の承認を得た後、すべての連合員及び準連合員にこれを送付すること。
- 一一六
 (h) 事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、かつ、事務総局長から委任される特定の任務を行なう。事務総局長がないときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行なう。
- 一一七
 (i) その他連合のすべての事務局的職務を行なうこと。
- 一一八
 (j) 事務総局次長は、事務総局長の職務の遂行を補佐し、かつ、事務総局長から委任される特定の任務を行なう。事務総局長がいないときは、事務総局次長が事務総局長の職務を行なう。
- 一一九
 1 事務総局長、事務総局次長及び国際諮問委員会の委員長は、それぞれ、連合員たる異なつた國の國民でなければならない。
- 一五〇 2 (1) 事務総局長、事務総局次長、国際周波數登録委員会の委員、国際諮問委員会の委員長及び連合の職員は、その職務の遂行に当たり、いかなる政府又は連合外のいかなる當局からも指示を求め、又は受けてはならない。これらの者は、国際的職員としての地位と両立しないすべての行為を慎まなければならぬ。

- 一一一
 (2) 各連合員及び準連合員は、第一五〇号に掲げる役員及び連合の職員の職務のもつばら国際的な性質を尊重しなければならず、また、これらの者が任務を遂行するに当たつて、これらの者を左右しようとすることを慎まなければならない。
- 一一二
 3 職員の採用及び雇用条件の決定に当たつて最も考慮すべきことは、最高水準の能率、能力及び誠実を有する職員の勤務を連合のために確保しなければならないことである。職員をできる限り広い地理的基礎に基づいて採用することの重要性については、妥当な考慮を払わなければならない。
- 一一三
 第十二条 國際周波數登録委員会の本来の任務は、次のとおりとする。
- 一一四
 (a) 各国が行なう周波數割当ての正式の国際的承認を確保する目的をもつて、各周波数割当ての日付、目的及び技術的特性を無線通信規則に掲げる手続及び必要があるときは連合の権限のある会議の決定に従つて確定するように、これらの割当ての秩序ある記録を行なうこと。
- 一一五
 (b) 有害な混信を生ずるおそれがある周波數スペクトルの部分においてできる限り多くの無線通信路を運用するため、連合員及び準連合員に對して意見を提出すること。
- 一一六
 (c) 周波數の割当て及び利用に關して、連合の権限ある会議が定め、又はこのよくな会議の準備若しくはその決定の実施のため連合員の過半数の同意を得て管理理事会が定める追加の任務を行なうこと。
- 一一七
 (d) 委員会の任務の遂行に關して欠くことのできない記録を整備しておくこと。
- 一一八
 (e) 國際周波數登録委員会は、第一六〇号から第一六九号までの規定に従つて選任された十一人の独立の委員で構成する機関とする。
- 一一九
 (f) 委員は、無線通信の分野において十分な技術的能力を有し、かつ、周波數の割当て及び利用について実際的経験を有する者でなければならない。
- 一二〇
 (g) 各委員は、また、第一五四号の規定によつて委員会が取り扱う問題を一層理解することができるよう、世界の特定の地域の地理的、經濟的及び人口的事情に精通していなければならぬ。
- 一二一
 (h) 通常無線通信主管局会議は、会議の都度、委員会の十人の委員を選挙する。これらの委員は、連合員たる國が指名する候補者の中から選出する。各連合員は、自己第一五九号に定める資格を有していなければならぬ。
- 一二二
 (i) 前記の選挙の手続は、世界の各地域が平衡に代表されることを確保するようになっていなければならない。
- 一二三
 (j) 委員は、委員を選挙した通常無線通信主管局会議が定める日に職につく。委員は、通常、次回の会議がその後任者の就任について定める日までその職位にとどまる。
- 一二四
 (k) 委員は、委員を選挙した通常無線通信主管局会議が定める日に職につく。委員は、通常、次回の会議がその後任者の就任について定める日までその職務を放棄する。

ときは、委員会の議長は、その委員の属する連合員たる国に対し、その国の国民である後任者をできる限りすみやかに指名するよう要請する。

一六五 (6) 前記の連合員たる国は、前記の要請の日から三箇月の期間内に後任者を指名しないときは、委員会の残りの期間中委員となるべき者を指名する権利を失う。

一六六 (7) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間に於て、さらに後任者が辞職し、又は正当な理由がなく三箇月をこえる期間その職務を放棄するときは、その後任者の属する連合員たる国は、再び後任者を指名する権利を有しない。

一六七 (8) 第一六五号及び第一六六号に定める場合には、委員会の議長は、前回の選挙において、関係地域で当選しなかつた候補者のうち最大の投票数を得た候補者の属する連合員たる国に対し、当該候補者を委員会の残りの期間中委員となるべき者として指名するよう要請する。当該候補者が職につくことができないときは、その国は、自國民でこれに代わるものと指名するよう要請される。

一六八 (9) 通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間に於て、選挙された委員又はその後任者が死亡したときは、その者の属していいた連合員たる国は、通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間に於て、自國民である後任者を指名する権利を有する。

一六九 (10) 委員会の能率的な運営を確保するため、自國民が委員に選任されている国は、通常無線通信主管庁会議から通常無線通信主管庁会議までの間に於て、自國民であつた委員は、その後任者を指名する権利を有する。

一七〇 (11) 委員会の運営方法は、無線通信規則で定める。

一七一 (12) 委員は、議長及び副議長は、一年間その職務を行なう。その後は、一年ごとに副議長が議長の職を継ぎ、新たに副議長が選挙される。

一七二 (13) 委員会は、専門事務局によつて補佐される。

一七三 (14) 委員は、その所属国又は一地域の代表者としてではなく、国際的委任を受けた公平な機関として、その任務を行なう。

一七四 (15) 委員は、職務の遂行に關し、いかなる政府若しくはその職員又はいかなる公私機関若しくは人からも指示を求める、又は受けではない。さらに、各連合員又は準連合員は、委員会及びその委員の職務の國際的性質を尊重しなければならず、また、いかなる場合にも、これらの委員がその職務を遂行するに當たつて、これらの者を左右しようとしてはならない。

一七五 (16) 委員会の委員又は職員は、その職務以外において、方法のいかんを問わず、電気通信を営むいかなる企業にも積極的に参加してはならない。また、これと金銭的関係をもつてはならない。もつとも、「金銭的関係」という語は、従前の雇用又は勤務に基づく退職金の支払の続続を妨げるものと解してはならない。

第十三条 國際諮詢委員会

一七六 1 (1) 國際無線通信諮詢委員会(C. C. I. R.)は、特に無線通信に関する技術及び運用の問題について研究し、及び意見を表明することを任務とする。

(2) 國際電信電話諮詢委員会(C. C. I. T. T.)は、電信及び電話に関する技術、運用

一七八 (3) 各國際諮詢委員会は、その任務の遂行に當たつて、新しい国又は發展の途上にある国における地域的及び國際的分野にわたる電気通信の創設、發達及び改善に直

接関連のある問題について研究し、及び意見を作成するよう妥当な注意を払わなければならぬ。

一七九 (4) 各國際諮詢委員会は、また、関係国の請求に基づき、その国内電気通信の問題について研究し、かつ、勧告を行なうことができる。

一八〇 2 (1) 各國際諮詢委員会が研究する問題で意見を表明すべきものは、全權委員会議、主管庁会議、管理理事会、他の諮詢委員会又は國際周波數登録委員会によつて付託される。各諮詢委員会は、さらに、その總会がみずから研究に付することを決定した問題又は總会から總会までの間に於いて少なくとも十二の連合員若しくは準連合員が研究に付することを通信によつて請求し、若しくは承認した問題についても、意見を表明する。

一八一 (2) 國際諮詢委員会の總会は、その意見又は研究中の問題の結果から直接生ずる提案を主管庁会議に提出する権限を有する。

一八二 3 (a) 國際諮詢委員会は、次のものによって行なう。

一八三 4 (a) 認められた私企業で、その私企業を認めた連合員又は準連合員の承認を得て委員会の業務への参加を請求するもの

一八四 4 (b) 各國際諮詢委員会の運営は、次のものによつて行なう。

一八五 (a) 總会 總会は、通常三年ごとに会合する。總会は、関係通常主管庁会議が招請されたときは、可能な限り、この会議の少なくとも八箇月前に会合する。

一八六 (b) 研究委員会 研究委員会は、検討すべき問題を取り扱うため總会が設ける。

一八七 (c) 委員長 委員長は、總会により選挙される。委員長の身分は、常任の役員とする。ただし、その勤務条件は、特別の規則による

一八八 (d) 専門事務局 専門事務局は、委員長が補佐する。

一八九 5 (e) 研究所又は技術的施設 これらは、連合が設ける。

一九〇 5 (f) 國際諮詢委員会は、適用することができる限り、この条約に附屬する一般規則に掲げる会議の内部規則に従う。

一九一 6 (g) 第十四条 規則

一九二 1 (1) 第八条の規定に従うことを条件として、第五附属書に掲げる一般規則は、この条約と同一の効力及び有効期間を有する。

一九三 2 (1) この条約の規定は、次の業務規則により補充する。これらの規則は、すべての連合員及び準連合員を拘束する。

電信規則

無線通信規則

一九四 (2) 連合員及び準連合員は、主管庁会議が行なつた前記の規則の改正についての承認を事務総局長に通知しなければならない。事務総局長は、この承認の通知を受領する」といふに、これを連合員及び準連合員に通告する。

一九五 3 この条約の規定と規則の規定との間に矛盾があるときは、この条約が優先する。

第十五条 連合の会計

一九六 1 連合の経費は、次のものに関する費用からなる。

- (a) 管理理事会、事務総局、国際周波数登録委員会、国際諮問委員会並びに連合が設ける研究所及び技術的施設

一九七 2 (b) 第六条及び第七条の規定に従つて開催される会議で、決定により又は連合員の過半数の同意を得て招集されるもの

一九八 3 (c) 国際諮問委員会のすべての会合

一九九 4 (b) 第五号に掲げる特別会議で、第一九七号に含まれず、かつ、管理理事会があらかじめ関係地域の連合員及び準連合員の過半数の意見を確めた後地域的性質を有すると決定したものの経費は、その地域のすべての連合員及び準連合員並びにこれらの特別会議に参加した他の地域の連合員及び準連合員がその分担等級に従つて負担する。

二〇〇 5 (c) 第一九七号及び第一九九号に含まれない特別会議の経費は、この会議に参加する」とを受諾し、又は参加した連合員及び準連合員がその分担等級に従つて負担する。

二〇一 6 管理理事会は、全権委員会議が定める経費の限度を考慮して、連合の年次予算を審査して決定する。

二〇二 7 連合の経費は、連合員及び準連合員の分担金によつてまかなら。各連合員及び準連合員は、次の区分から選定した分担等級の単位数に応じて決定される金額を支払う。

三十単位等級

二十五単位等級

二十単位等級

十五単位等級

十三単位等級

十単位等級

八単位等級

五単位等級

四単位等級

三単位等級

二単位等級

一単位等級

二分の一単位等級

二〇三 8 連合員及び準連合員は、連合の経費を負担すべき分担等級を任意に選定する。

二〇四 9 (1) 各連合員及び準連合員は、選定した分担等級をこの条約の効力発生の日の少なくとも六箇月前に事務総局長に通知する。

二〇五 10 (2) 事務総局長は、この決定を連合員及び準連合員に通告する。

二〇六 11 (3) 第二〇四号に定める期日前に決定を通知しない連合員及び準連合員は、国際電気通信条約(一千九百五十二年ブエノス・アイレス)の制度の下で選定した分担等級に従つて経費を分担しなければならない。

二〇七 12 (4) 連合員及び準連合員は、すでに選定した等級より高い分担等級をいつでも選定することができる。

二〇八 13 (5) 第二〇四号から第二〇六号までの規定に従つて選定した分担単位数の減少は、この条約の有効期間中においては、行なうことができない。

二〇九 14 (6) 連合員及び準連合員は、管理理事会が決定した予算に基づいて計算した毎年の分担金額を前払する。

二一〇 15 (7) 債務額に対しては、連合の各会計年度の初めから利子を附する。この利子は、最初の六箇月間は年三分(百分の三)、第七月以降は年六分(百分の六)の率で定める。

二一一 16 (8) 認められた私企業及び学术団体又は工業団体は、当該企業及び当該団体が参加することを受諾し、又は参加した会議又は会合の経費を分担する。

二一二 17 (9) 國際機関も、同様に、その参加を認められた会議又は会合の経費を分担する。ただし、管理理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合は、この限りでない。

二一三 18 (10) 前記の分担金額は、管理理事会が定め、かつ、連合の収入とする。この金額に対しては、管理理事会が定める規則に従つて利子を附する。

二一四 19 (11) 連合員、準連合員、連合員又は準連合員の集合、地域的機関その他の者のために行なう測定、試験又は特別な調査のため連合の研究所及び技術的施設が要する経費は、これらの連合員、準連合員、集合、機関その他の者が負担する。

二一五 20 (12) 主管庁、認められた私企業又は個人に販売する図書の価格は、原則としてその販売によつて印刷及び配布の経費をまかならことを考慮して、事務総局長が管理理事会と協力して決定する。

第十六条 用語

二一六 21 (1) 連合の公用語は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

二一七 22 (2) 連合の業務用語は、英語、スペイン語及びフランス語とする。

二一八 23 (3) 紛議がある場合には、フランス語の本文による。

二一九 24 (1) 全権委員会議及び主管庁会議の決定書類、最終文書、認定書、決議、勧告及び希望は、連合の公用語により、形式においても内容においても同様の編集方法で作成する。

二二〇 25 (2) 前記の会議のその他のすべての書類は、連合の業務用語で記載する。

二二一 26 (3) 業務規則に掲げる連合の正式の業務書類は、五の公用語で刊行する。

二二二 27 (2) 事務総局長がその任務に従つて一般に配付すべきその他のすべての書類は、三の業務用語で作成する。

二二三 28 (4) 第二十九号から第二二二号までに掲げるすべての書類は、これらの号に定める言語以外の言語で刊行することができる。ただし、刊行を請求した連合國又は準連合員がその翻訳費及び刊行費の全部の負担を約束する場合に限る。

二二四 29 (5) 連合の会議の討議並びに必要があるときには管理理事会及び常設機関の会合においては、三の業務用語及びロシア語を相互に通訳する有効な方式を使用しなければならない。

二二五 30 (2) 討議は、会合のすべての参加者が同意するときは、前記の四の言語より少ない數の言語で行なうことができる。

二二六 31 (1) 連合の会議並びに管理理事会及び常設機関の会合においては、次の場合には、第二十七号及び第二四号に掲げる言語以外の言語を使用することができます。

二二七 (a) 事務総局長又は関係常設機関の長に対し、一又は二以上の他の言語を討議に又は文書に使用することの請求があつた場合。ただし、この請求を行ない、又はこれを支持する連合員又は準連合員がこれに要する追加の経費を負担する場合に限る。

二二八 (b) 代表団が、その使用する言語を自己の費用で第二三四号に掲げる言語の一に通訳するため、みずからすべての措置を執る場合

二二九 (2) 第二二七号に定める場合には、事務総局長又は関係常設機関の長は、関係連合員又は準連合員からその経費を連合に対し正当に支払うこととの約束を得た上、できる限りその請求に応する。

二三〇 (3) 第二二八号に定める場合には、さらに、関係代表団は、希望するときは、自己の費用で、第二三四号に掲げる言語の一をその使用する言語に通訳することができる。

第二章 条約及び規則の適用

第十七条 条約の批准

二三一 1 この条約は、各署名政府によつて批准されなければならない。批准書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にできる限りすみやかに送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

二三一 2 (1) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間中、署名政府は、第二二三一号に定める条件に従つて批准書を寄託しない場合にも、第一三号から第五号までの規定において連合員に与えられる権利を有する。

(2) この条約の効力発生の日から起算して二年の期間が満了後は、第二三一号に定める条件に従つて批准書を寄託しない署名政府は、批准書を寄託しない限り、連合のいかなる会議、管理理事会のいかなる会期又は常設機関のいかなる会合においても、投票する資格を有しない。

二三四 3 第五十二条の規定に従つてこの条約が効力を生じた後は、各批准書は、事務総局に寄託した日に効力を生ずる。

二三五 4 一又は二以上の署名政府がこの条約を批准しない場合にも、この条約は、批准した政府については、その効力を妨げられない。

第十八条 条約への加入

二三六 1 この条約に署名しなかつた国の政府は、第一条の規定に従つていつでもこれに加入することができる。

二三七 2 加入書は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長に送付し、事務総局長は、連合員及び準連合員に対し、その加入を通告し、かつ、加入書の認証謄本を送付する。加入書は、別段の表示がない限り、その寄託の日に効力を生ずる。

第十九条 対外関係が連合員によつて処理される国又は領域に対する条約の適用

二三八 1 連合員は、自己が対外関係を処理する国又は領域の全部、集合又は一にこの条約を適用することをいつでも宣言することができる。

二三九 2 第二二八号の規定に従つて行なう宣言は、事務総局長に送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

二四〇 3 第二二三八号及び第二二三九号の規定は、第一附属書に掲げる国、領域又は領域の集合については、義務的でない。

第二十条 国際連合の信託統治地域に対する条約の適用

二四一 国際連合は、国際連合憲章第七十五条の規定に従つてその施政の下におかれ、かつ、信託統治協定の対象となつてゐる地域又は地域の集合に代わつて、この条約に加入することができる。

第二十一条 条約及び規則の実施

二四二 1 連合員及び準連合員は、その設置し、又は運用するすべての電気通信の局で、国際業務を行なうもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがあるものについて、この条約及び附属規則の規定に従う義務を負う。ただし、第五十条の規定によつてこれらの義務を免除される業務に關する場合は、この限りでない。

二四三 2 連合員及び準連合員は、また、電気通信の設置及び運用を許可された企業で、国際業務を行なうもの又は他国の無線通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある局を運用するものにこの条約及び附属規則の規定を遵守させるため、必要な措置を執らなければならぬ。

第二十二条 条約の廢棄

二四四 1 この条約を批准し、又はこれに加入了した連合員又は準連合員は、外交上の手続により、かつ、連合の所在地がある国の政府の仲介により、事務総局長にあてた通告によつてこの条約を廢棄する権利を有する。事務総局長は、これを他の連合員及び準連合員に通知する。

二四五 2 廢棄は、事務総局長が通告を受領した日から一年の期間が満了した時に効力を生ずる。

二四六 1 この条約が第十九条の規定に従つて国、領域又は領域の集合に適用されているときは、その適用は、いつでも終止させることができる。これらの国、領域又は領域の集合が準連合員であるときは、これらは、その終止と同時に準連合員としての資格を失う。

二四七 2 1の廢棄は、第二四四号に定める条件に従つて通告され、かつ、第二四五号に定める条件に従つて効力を生ずる。

二四八 1 この条約は、締約政府の間の関係においては、一千九百五十二年のブエノス・アイレス国際電気通信条約を廃止し、かつ、これに代わる。

二四九 2 第一九三号に掲げる業務規則は、この条約に附屬するものとみなされ、かつ、権限のある通常主管庁会議又は場合により臨時主管庁会議が作成する新規則の効力発生の時まで効力を有する。

第二十四条 前条約の廢止

二五〇 1 すべての連合員及び準連合員は、この条約の当事国でない国と電気通信を交換する

ことを認める条件を定める権能を、連合員及び準連合員並びに認められた私企業のために留保する。

第二十六条 非締約国との関係

二五〇 2 第二二八号の規定に従つて行なう宣言は、事務総局長に送付し、事務総局長は、これを連合員及び準連合員に通告する。

二五二 2 非締約国から発する電気通信が連合員又は準連合員によつて受理されたときは、その通信は、伝送されなければならず、また、その通信が連合員又は準連合員の通信路を経由する限り、この条約及び規則の義務的規定並びに通常の料金の適用を受ける。

第三十一条

紛争の解決

二五三 1 連合員及び準連合員は、この条約又は第十四条に掲げる規則の適用に関する問題の紛争を、外交上の手続、国際紛争の解決のため締結する二国間若しくは多数国間の条約で定める手続又は合意により定めるその他の方法によつて解決することができる。

第二十七条

二五三 2 前記のいすれの解決方法も採用されなかつたときは、紛争当事者たる連合員又は準連合員は、第四附属書に定める手続に従つて、その紛争を仲裁に付することができます。

第三章

国際連合及び国際機関との関係

第二十八条

国際連合との関係

二五四 1 国際連合と国際電気通信連合との関係は、第六附属書に掲げる協定で定める。

第二十九条

国際機関との関係

二五六 1 連合員は、電気通信の分野における完全な国際的調整の実現に資するため、その利益及び活動に関係がある国際機関と協力する。

第三十条

電気通信に関する一般規定

二五七 連合員及び準連合員は、公衆に対し、公衆通信の国際業務によつて通信する権利を承認する。業務、料金及び保障は、いかなる優先権又は特惠をも与えることなく、各種類の通信において、すべての利用者に対して同一とする。

第三十二条

電気通信の停止

二五八 1 連合員及び準連合員は、国の安全を害し、又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止する権利を留保する。ただし、国の安全を害すると認められる場合を除くほか、その電報の全部又は一部の停止を直ちに発信局に通知しなければならない。

第三十三条

責任

二六〇 各連合員及び準連合員は、期限を定めることなく、国際電気通信業務を、一般的に、又は単に一定の関係において及び(若しくは中継の通信の一定の種類を限つて、停止する権利を留保する。ただし、停止する旨を事務総局を経由して直ちに他の連合員及び準連合員に通知しなければならない。

第三十四条

電気通信の秘密

第三十五条

電気通信設備及び電気通信路の設置、運用及び保護

第三十六条

国際条約の実施を確保するため、前記の通信を権限のある当局に通報する権利を留保する。

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条

第四十七条

第四十八条

第四十九条

第五十条

第五十一条

第五十二条

第五十三条

第五十四条

第五十五条

第五十六条

第五十七条

第五十八条

第五十九条

第六十条

第六十一条

第六十二条

第六十三条

第六十四条

第六十五条

第六十六条

第六十七条

第六十八条

第六十九条

第七十条

第七十一条

第七十二条

第七十三条

第七十四条

第七十五条

第七十六条

第七十七条

第七十八条

第七十九条

第八十条

第八十一条

第八十二条

第八十三条

第八十四条

第八十五条

第八十六条

第八十七条

第八十八条

第八十九条

第九十条

第九十一条

第九十二条

第九十三条

第九十四条

第九十五条

第九十六条

第九十七条

第九十八条

第九十九条

第一百条

第一百一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十二条

第一百三十三条

第一百三十四条

第一百三十五条

第一百三十六条

第一百三十七条

第一百三十八条

第一百三十九条

第一百四十条

第一百四十一条

第一百四十二条

第一百四十三条

第一百四十四条

第一百四十五条

第一百四十六条

第一百四十七条

第一百四十八条

第一百四十九条

第一百五十条

第一百五十一条

第一百五十十二条

第一百五十十三条

第一百五十十四条

第一百五十十五条

第一百五十十六条

第一百五十十七条

第一百五十十八条

第一百五十十九条

第一百六十条

第一百六十一条

第一百六十十二条

第一百六十十三条

第一百六十十四条

第一百六十十五条

第一百六十十六条

第一百六十十七条

第一百六十十八条

第一百六十十九条

第一百七十条

第一百七十一条

第一百七十十二条

第一百七十十三条

第一百七十十四条

第一百七十十五条

第一百七十十六条

第一百七十十七条

第一百七十十八条

第一百七十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

第一百二十五条

第一百二十六条

第一百二十七条

第一百二十八条

第一百二十九条

第一百三十条

第一百三十一条

第一百三十十二条

第一百三十十三条

第一百三十十四条

第一百三十十五条

第一百三十十六条

第一百三十十七条

第一百三十十八条

第一百三十十九条

第一百二十条

第一百二十一条

第一百二十二条

第一百二十三条

第一百二十四条

二七五 1 連合員及び準連合員の主管庁並びに認められた私企業で、電気通信の国際業務を行なうものは、その貸方及び借方の額について協定しなければならない。

二七六 2 第二七五号の借方及び貸方に関する計算書は、附屬規則の規定に従つて作成する。ただし、関係当事者の間に特別の取扱がある場合は、この限りでない。

二七七 3 国際計算の決済は、これに関する関係国政府が取扱を締結した場合には、一般の取引とみなし、かつ、関係国的一般の国際的義務に従つて行なう。この種の取扱がないとき、又は第四十三条に定める条件に従つて締結した特別協定がないときは、この計算の決済は、附屬規則に従つて行なう。

二七八 第四十二条 貨幣単位

国際電気通信の料金の構成及び国際計算書の作成に用いる貨幣単位は、量目三十一分の十グラムであつて純分千分の九百である百サンチームの金フランとする。

二七九 第四十三条 特別協定

連合員及び準連合員は、自己のため並びに認められた私企業及び正當に許可された他の企業のため、連合員及び準連合員全般に關係しない電気通信の問題について特別協定を締結する権能を留保する。ただし、この特別協定は、その実施によつて他国の無線通信業務に生じさせるおそれがある有害な混信に関する限り、この条約又は附屬規則の規定に抵触してはならない。

第四章 地域会議、地域的協定及び地域的機関

二八〇 連合員及び準連合員は、地域的に取り扱うことができる電気通信の問題を解決するため、地域会議を開催し、地域的協定を締結し、及び地域的機関を設置する権利を留保する。ただし、地域的協定は、この条約に抵触してはならない。

第五章 無線通信に関する特別規定

第四十四条 地域会議、地域的協定及び地域的機関

二八一 連合員及び準連合員は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を必要な業務の運用を十分に確保するために次くことができない最少限度にとどめることができないことを認める。

第四十六条 相互通信

二八二 1 移動業務の無線通信を行なう局は、その通常の取扱範囲においては、採用する無線方式のいかんを問はず、相互に無線通信を交換しなければならない。

二八三 2 もつとも、科学の進歩を妨げないため、第二八二号の規定は、他の方式と通信することが不可能な無線方式の特質によるものでなければならず、單に相互通信を妨げるため採用する装置の結果であつてはならない。

二八四 3 第二八二号の規定にかかわらず、局は、その業務の目的によつて又は使用する方式に關係のない他の事情によつて決定される電気通信の制限国際業務に充てることができる。

第四十七条 有害な混信

二八五 1 すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の連合員又は準連合員及び認められた私企業並びに無線通信業務を行なうことを正当に許可され、かつ、無線通信規則の規定に従つて運用される他の企業の無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせないように設置し、かつ、運用しなければならない。

二八六 2 各連合員及び準連合員は、認められた私企業及び正當に許可された他の企業に第二五号の規定を遵守することを約束する。

二八七 3 さらに、連合員及び準連合員は、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が第二五号に掲げる無線通信又は無線業務に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実際上可能な措置を執ることが望ましいことを認める。

二八八 第四十八条 遺難の呼出し及び通報

無線通信局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、絶対的先順位において受理し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置を執る義務を負う。

二八九 第四十九条 虚偽の遭難信号、安全信号又は識別信号

連合員及び準連合員は、虚偽の遭難信号、安全信号又は識別信号を伝送し、又は流布することを防ぐため有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する局を自國から探し、及び識別するため協力することを約束する。

二九〇 第五十条 国防機関の設備

連合員及び準連合員は、その陸軍、海軍及び空軍の軍用無線設備について、完全な自由を保有する。

二九一 1 連合員及び準連合員は、遭難の場合において行なう救助及び有害な混信を防ぐため執る措置に関する規定並びにその行なう業務の性質に従つて使用する発射の型式及び周波数に関する附屬規則の規定をできる限り遵守しなければならない。

二九二 2 もつとも、これらの設備は、遭難の場合において行なう救助及び有害な混信を防ぐため執る措置に関する規定並びにその行なう業務の性質に従つて使用する発射の型式及び周波数に関する附屬規則の規定をできる限り遵守しなければならない。

二九三 3 さらに、前記の設備は、公衆通信業務その他附屬規則によつて規律される業務に従事するときは、原則として、これらの業務の実施に関する規定に従わなければならない。

二九四 第六章 定義

(a) 文脈に矛盾を生じない限り、

(b) 第三附屬書で定義する語は、同附屬書において与えられる意義を有する。

二九五 第七章 最終規定

二九六 (a) 第三附屬書で定義する語は、同附屬書において与えられる意義を有する。

(b) 第十四条に掲げる規則で定義するその他の語は、その規則において与えられる意義を有する。

二九七 第五十二条 条約の効力発生

この条約は、一千九百六十一年一月一日に、批准書又は加入書を同日前に寄託した国、領域又は領域の集合の間において効力を生ずる。

二九八 以上の中訳として、各全権委員は、英語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により本書一通を作成してこの条約に署名した。紛糾がある場合には、フランス語の本文による。この原本は、国際電気通信連合の記録に寄託保存する。国際電気通信連合は、その原本一通を各署名国に交付する。

千九百五十九年十二月二十一日にジーネーヴで作成した。

アフガニスタンのために

M・A・グラント
M・M・アスガール

アルバニア人民共和国のために

D・ラマニ

サウディ・アラビア王国のために

A・ザイダン

M・ミルダード

アルゼンティン共和国のために

M・R・ビコ

O・N・カルリ

J・A・アウテリ

P・E・コミニ

A・J・セネストラーリ

M・E・イトリオナズ

オーストラリア連邦のために

J・L・スカーレット

オーストリアのために

N・ザニンガ

M・クラッサー

R・ヴァンデンホーヴ

J・エティエンヌ

P・V・アフアナシェフ

ビルマ連邦のために

チヨウ・ウイン

ミン・ルイ

ボリヴィアのために

J・クワドロス・キローラ

ブラジルのために

L・O・デ・ミランダ

ブルガリア人民共和国のために

I・M・トリフォノフ

I・ペトロフ

カナダのために

M・H・ワーショブ
セイロンのために
D・P・ジャヤセカラ
C・A・R・アンケテル

中華民国のために
于俊吉
柳克述

陳樹人

ヴァチカン市国のために

A・ステファニツィ

J・ド・リードマッテン

コロンビア共和国のために

S・キハーノ・C・

R・アルシニエガス

L・ラミレス・アラーナ

M・G・ヴェガ

S・アルボルノス・プラタ

V・ヒメネス・スワレス

ベルギー領コンゴー及びルアンダ・ウルンディ地域のために

S・セガル

J・エティエンヌ

大韓民国のために

金溶植

林南秀

朴熙昱

コスタ・リカのために

A・P・ドンナディエウ

キューバのために

M・R・ボフィール・アギラール

M・ゴンサレス・ロンゴリーア

C・エストラーダ・カストロ

D・ミニカ共和国のために

S・E・バラダス

G・ペデルセン

B・ニールセン

C・B・ニールセン

ドミニカ共和国のために

H・ファラ

J・メイエ

A・アミ

L・G・リエラ

J・ガリード

フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土のために

E・スキナディ

M・エヌツィバ

イスラエルのために

M・E・ベルマン

M・ハレヴェン

M・ガハニ

A・モルタダ

A・ベリオ

F・ニコテーラ

日本国のために

松田英一

奥村勝哉

八藤東裕

ジヨルダン・ハシェミット王国のために

A・M・モルタダ

クウェートのために

K・A・ラフザーク

M・F・ゲイト

M・A・アブウ・アル・アイナイン

ラオス王国のために

T・チャントラーンジイ

G・H・サンジニ

レバノンのために

H・オセイラーン

リビア連合王国のために

K・エル・アトランジュ

ルクセンブルグのために

E・ラウス

マラヤ連邦のために

B・H・ジユビール・サルドン

C・W・スタップス

モロッコ王国のために

M・M・アウード

A・ペラード

A・ベンキラーン

メキシコのために

C・ヌニエス・A・

モナコのために

C・ソラミト

R・ビックール

ネバールのために

J・N・シンハ

J・アゴ
M・C・ラマニトラ
M・ブーカン
アメリカ合衆国のために
F・コルト・ディ・ウルフ
R・H・ハイド
エティオピアのために
G・テドロス
B・アドマシエ
フィンランドのために
S・J・アホラ
U・A・タルヴィティエ
E・ヘイノ
フランスのために
A・ドルヴェ
L・G・テラス
J・P・ガスケル
ガーナのために
E・M・コラム
ギリシャのために
A・レラキス
A・マラングーダキス
ハンガリー人民共和国のために
J・イヴァニ
インド共和国のために
M・M・B・サルワテ
M・K・バス
インドネシア共和国のために
A・スバルジョ・ジョヨアディスリヨ
iranのために
H・サミイ
イラク共和国のために
M・A・バグダーディ
I・エルワーリ
アイルランドのために
J・A・スキヤネル
G・E・エンライト
T・P・ショイ
イスランドのために
G・ブリエム
S・トルケルソン

ニカラグアのために	A・A・ムリヤアウプト
ノールウェーのために	A・S・サフワト
S・リニング・トンネセン	J・B・ダーネル
L・ラルゼン	E・S・ドウク
A・ストランド	M・N・ミルザ
ニュー・ジーランドのために	P・グラネス
バラグアイのために	B・グワネス
W・ガルシア	H・J・スヒッベルズ
オランダ王国のために	J・D・H・ファン・デル・トールン
A・J・エーンヌル	M・デ・ラ・フェンテ・ロッケル
ペルーのために	J・S・アルフォンソ
F・トリニダード	G・カノン
A・P・B・フラゴ	K・コズロフスキ
H・M・ペレイラ	H・パチコ
M・A・ヴィエイラ	F・エロイ
A・デ・ソウザ	A・オリヴェイラ・バブティスタ
L・ゴイス・フィゲイラ	A・J・マグロ
ボルトガルの海外諸州のために	J・A・ロガード・キンティーノ
A・A・ドス・サントス	A・A・ドス・サントス
アラブ連合共和国のために	M・M・リアード
G・M・メフレズ	A・バルダイ
O・キルビナ	A・S・サフワト
ドイツ連邦共和国のために	R・ティールフェルダ
V・シェンク	L・P・リクソ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために	M・グリゴール
ルーマニア人民共和国のために	B・イオニタ
P・ボステルニク	T・C・ラップ
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国(英仏海峡諸島及びマン島を含む)のために	W・A・ウルヴァスン
H・A・ダニエルズ	S・フセイン
エリザベス・M・ベリー	H・I・ベシール
スー・ダ・共和国のために	スウエーデンのために
H・ステルキイ	H・ステルキイ
B・オルテス	E・ウェーバー
S・フールターレ	A・ヴィエット・シュタイン
スイス連邦のために	A・ランゲンベルガー
C・シャピュイ	F・ロシェ
チエック・スロヴァキアのために	G・ウォドナニスキ
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土のために	J・マナク
L・W・ダドリ	J・バーン

タイのために	カナダ
M・チュンラケート	セイロン
M・L・O・シリウォング	チリ
テュニジアのために	中華民国
M・ミリ	ヴァチカン市国
トルコのために	コロンビア共和国
G・イエナル	ベルギー領コンゴー及びルアンダ・ウルンディ地域
I・ビルグチ	大韓民国
A・リザ・フザル	コスタ・リカ
J・E・メロン	キューバ
V・ボメス	デンマーク
J・A・ロペス	ドミニカ共和国
ソヴィエト社会主义共和国連邦のために	エル・サルバドル共和国
I・クロコフ	エクアドル
ウルグアイ東方共和国のために	スペイン
ヴェネズエラ共和国のために	フランス共同体の海外諸国及びフランスの海外領土
ヴィエトナム共和国のために	アメリカ合衆国
グエン・カク・タム	エティオピア
グエン・クワン・ツアン	フィンランド
英領東アフリカのために	フランス
英領東アフリカに關してグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府	ガーナ
のために	ギリシャ
M・W・マンソン	グアテマラ
R・ボルトン	ギニア共和国
第一附屬書(第四号参照)	ハイチ共和国
アフガニスタン	ホンデュラス共和国
アルバニア人民共和国	ハンガリー人民共和国
サウディ・アラビア王国	インドネシア共和国
アルゼンティン共和国	イラン
オーストラリア連邦	イラク共和国
オーストリア	アイルランド
ベルギー	イスラエル
白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国	イタリア
ビルマ連邦	日本国
ボリヴィア	ジョルダン・ハシェミット王国
ブラジル	クウェート
ブルガリア人民共和国	ラオス王国
カンボディア王国	レバノン
リベリア	リベリア

リビア連合王国
ルクセンブルグ
マラヤ連邦
モロッコ王国
メリシヨ
モナコ
ネパール
ニカラグア
ノールウェー¹
ニュー・ジーランド
パキスタン
パナマ
バラグアイ
オランダ王国
ペルー
フィリピン共和国
ボーランド人民共和国
ボルトガル
アフリカにおけるスペインの諸州
ボルトガルの海外諸州
アラブ連合共和国
ドイツ連邦共和国
エーポースラヴィア連邦人民共和国
ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国
ローデシア・ニアサンンド連邦
ルーマニア人民共和国
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
スエーデン
スイス連邦
チニワコスロヴァキア
アメリカ合衆国の属領
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領
土
タイ
テニニア
トルコ
南アフリカ連邦及び南西アフリカ地域
ソヴィエト社会主义共和国連邦
ウルグアイ東方共和国
ヴェネズエラ共和国

ヴィエトナム共和国
イエメン

第二附属書(第七号参照)

英領東アフリカ

ベルムダリ英領カリブ海諸島の集合

シンガポールリ英領ボルネオの集合

イタリアの施政下にあるソマリランド信託統治地域

第三附属書(第五十一条参照)

三〇〇 主管序 國際電気通信条約及びその附属書において使用する語の定義

任を有する政府の機関

三〇一 私企業 政府の施設又は機関以外の個人又は団体で、國際電気通信業務を行なうための

電気通信設備又は國際電気通信業務に有害な混信を生じさせるおそれがある電気通信設備を運用するもの

三〇二 認められた私企業 前記の定義に適合する私企業のうち公衆通信業務又は放送業務を運

用する私企業で、その主たる事務所の所在地がある連合員若しくは準連合員又は自己の領域において電気通信業務を設置し、かつ、運用することをその私企業に許可した連合員若しくは準連合員によつて条約第二十一条に定める義務を課されたもの

三〇三 代表 全権委員会議に対しても連合員若しくは準連合員の政府が派遣する者又は主管序会議若しくは國際諮問委員会の会合において連合員若しくは準連合員の政府若しくは主管序を代表する者

三〇四 代表者 主管序会議又は國際諮問委員会の会合に対して認められた私企業が派遣する者

三〇五 専門家 國際諮問委員会の研究委員会の会合に出席することを自國の政府又は主管序によつて許可された国内の學術団体又は工業団体が派遣する者

三〇六 オブザーバー 次に掲げる者

三〇七 条約第二十八条の規定に従つて國際連合が派遣する者

一般規則の規定に従つて会議に招請され、又は会議の業務に参加することを認められた國際機関の一が派遣する者

三〇八 条約第七条の規定に従つて開催される地域的性質を有する特別会議に投票権なしで参加する連合員又は準連合員の政府が派遣する者

三〇九 代表団 代表及び場合により同一の国が派遣する代表者、随員又は通訳の全体

各連合員及び準連合員は、任意にその代表団を構成することができる。特に、認められた私企業に属する者又は電気通信の分野に關係があるその他の私企業に属する者

を代表又は準員の資格で代表団に含めることができる。

三一〇 電気通信 有線、無線、光線その他の電磁的方式によるすべての種類の記号、信号、文

言、映像、音響又は情報のすべての伝送、発射又は受信

三一〇九 電信 筆記され若しくは印刷された物若しくは静止影像のような記録物件の内容を伝送

して遠隔地において再現し、又はすべての種類の情報をそのままの形式で遠隔地において再現するための操作を要する電気通信方式。無線通信規則の適用上、「電信」とは、別段の定めがない限り、「字号の使用によって文言の伝送を行なう電気通信方式」をいう。

三一〇 電話 言語又は場合により他の音響の伝送のため設けられる電気通信方式

三一一 無線通信 電波による電気通信

三一二 無線 電波の使用を示す一般的語

三二三 有害な混信 無線航行業務その他の安全業務(注)の運用を妨害し、又は無線通信規則に従つて運用する無線通信業務に重大な悪影響を与えるこの業務を妨害し、若しくは反覆的に中断する発射、輻射又は誘導

(注) 無線通信業務で人命の安全及び財産の保護を確保するため恒久的に又は一時的に運用されるものは、安全業務とみなす。

三一四 國際業務 異なつた国にあり、又は異なつた國に屬するすべての種類の電気通信の局の間における電気通信業務

三一五 移動業務 移動局と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務

三一六 放送業務 一般公衆によつて直接に受信されるための発射を行なう無線通信業務。この業務は、音響の発射、テレビジョンの発射その他の型式による発射を含むことができる。

三一七 公衆通信 局が公衆の用に供されている事実により、局が伝送するために受理しなければならない電気通信

三一八 電報 受信人に配達するため電信によつて伝送されるための文言。この語は、別段の定めがない限り、無線電報を含む。

三一九 官報 並びに官用電話の呼出し及び通話 次に掲げる当局の一つから発する電報並びに電話の呼出し及び通話

の元首

政府の首長及び政府の一員たる者

連合員又は準連合員たる領域又は領域の集合に含まれる領域の長

国際連合又は連合員若しくは準連合員の信託統治又は委任統治の下にある地域の長、陸軍、海軍又は空軍の司令長官

以上に定める官報の返信は、同様に官報とみなす。

三二〇 私報

局報 又は官報以外の電報 次の者の間に交換される電報で、国際公衆電気通信に関するもの

(a) 主管庁の間

ヘーグ国際司法裁判所 認められた私企業相互の間

仲裁

一方において主管庁及び認められた私企業と他方において事務総局長との間

第四附圖書(第二十七条参照)

仲裁を求める当事者は、仲裁請求通告書を相手方に送付して手続を開始する。

四〇一 当事者は、仲裁を人、主管庁又は政府のいずれに付託するかを合意によつて決定する。仲裁請求通告書の日付の日から起算して一箇月の期間内に当事者がこれについて合意に到達することができなかつたときは、仲裁は、政府に付託するものとする。

四〇二 3 仲裁が人に付託されるときは、仲裁者は、紛争当事者の国民でなく、その國に住所を有しておらず、かつ、紛争当事者の機関に雇用されていない者でなければならない。

四〇三 4 仲裁が政府又はその主管庁に付託されるときは、その政府又は主管庁は、紛争には関係がないが、適用についてその紛争を生じた協定の当事國である連合員又は準連合員の中から選定しなければならない。

四〇四 5 各紛争当事者は、仲裁請求通告書の受領の日から起算して三箇月の期間内に、それぞれの仲裁者を指定する。

四〇五 6 一二をこえる当事者が紛争に關係するときは、紛争について共通の利害を有する当事者の各集合は、第四〇三号及び第四〇四号に定める手続に従い、それぞれの仲裁者を指定する。

四〇六 7 このようにして指定された二仲裁者は、一の第三仲裁者の指名について合意する。

四〇七 8 最初の二仲裁者が人であつて政府又は主管庁でないときは、第三仲裁者は、第四〇二号に定める条件に適合しなければならず、さらに、他の二仲裁者のいすれとも異なる国籍を有しなければならない。二仲裁者の間に第三仲裁者の選定について合意が成立しないときは、各仲裁者は、紛争に全く關係がないの第三仲裁者を提議する。ついで、事務総局長は、第三仲裁者を定めるためくじ引きを行なう。

四〇八 9 仲裁者は、合意によつて指定する单一の仲裁者にその紛争を解決させるようにならなければならぬ。仲裁者が二以上あるときは、仲裁者の投票の過半数による裁定が最終的であり、そのいづれかを单一の仲裁者として指定し、かつ、その請求権を事務総局長に譲り受けたとき、各仲裁者は、各自に要したものをおこなう。

四〇九 10 単一の仲裁者の裁定は、最終的であり、かつ、紛争当事者を拘束する。仲裁が二以上あるときは、仲裁者が各自に要したものをおこなう。

四一〇 11 各紛争当事者は、仲裁の調査及び付託に要した経費を負担する。仲裁の費用は、当事者が各自に要したものをおこなう。

四一一 12 連合は、仲裁者が必要とする紛争に関するすべての資料を供給する。

四一〇 13 第一部 会議に関する総則
第一章 招請政府のある全権委員会議への招請及び参加の承認
五〇一 1 招請政府は、管理理事会と合意の上、会議の確定期日及び正確な場所を定める。
五〇二 2 (1) 招請政府は、この期日の一年前に、連合員たる各国の政府及び各準連合員に招請状を発する。
(2) 前記の招請状は、直接に又は事務総局長若しくは他の政府の仲介により発することができる。

五〇三 3 事務総局長は、条約第二十八条の規定に従つて国際連合に招請状を発する。

四一〇 4 招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提議により、国際連合と関係を有する専門機関で、その会合への連合の代表者の参加を相互主義に基づいて認めるものに対し、顧問的資格で会議に参加するためオブザーバーを派遣するよう招請することができる。

五〇五 連合員及び準連合員の回答は、会議の開会のおそくとも一箇月前に招請政府に到着しなければならない。この回答は、代表團の構成に関するすべての事項をできる限り示さなければならない。

五〇六 連合の常設機関は、その機関の権限内の問題を会議が取り扱うときは、顧問的資格で会議に代表者を出す権利を有する。必要がある場合には、会議は、これに代表者を出すことを必要と認めなかつた機関を招請することができる。

五〇七 7 次のものは、全権委員会議に参加することを認められる。
(a) 第三附屬書第三〇七号に定義する代表團

五〇八

(b) 國際連合のオブザーバー

五〇九 (c) 第五〇四号の規定に従つて招請される専門機関のオブザーバー

第二章 招請政府のある主管庁会議及び特別会議への招請及び参加の承認

五一〇 1 (1) 第五〇〇号から第五〇五号までの規定は、主管庁会議に準用する。

五一一 (2) もつとも、臨時主管庁会議及び特別会議に關しては、招請状の発送に關する期間を六箇月に短縮することができる。

五一二 (3) 連合員及び準連合員は、自己が受領した招請を認められた私企業に通知することができる。

五一三 2 (1) 招請政府は、管理理事会と合意の上又は同理事会の提議により、会議の業務に關する資格で参加するためオブザーバーを派遣することについて國心を有する國際機関に通告を發することができる。

五一四 (2) 前記の國際機関は、招請政府に対し、通告の日付の日から二箇月の期間内に参加の承認を請求する。

五一五 (3) 招請政府は、前記の請求を集める。参加の承認の決定は、会議がみずから行なう。

五一六 3 (1) 次のものは、主管庁会議に参加することを認められる。

(a) 第三附屬書第三〇七号に定義する代表團

五一七 4 (e) 認められた私企業の代表者で、その属する連合員たる国によつて正當に許可されるもの

五一八 (f) 第五〇六号に定める条件に従つて招請される連合の常設機関
五一九 (d) 第五三号から第五一五号までの規定に従つて認められる國際機関のオブザーバー
五二〇 (e) 国際連合のオブザーバー

五二一 (f) 第五〇四号の規定に従つて招請される専門機関のオブザーバー
五二二 (2) さらに、地域的性質を有する特別会議には、國外地域に属さない連合員及び準連合員のオブザーバーが参加することを認められる。

五二三 第三章 招請政府のない会議に關する特別規定
招請政府のない会議を開催しなければならないときは、第一章及び第二章の規定を準用する。事務総局長は、スイス連邦政府と合意の後、連合の所在地において会議を招集し、かつ、これを組織化するため、必要な措置を執る。

第四章 会議に対する提案の提出の期限及び方法

五二四 1 事務総局長は、招請状が発送された後直ちに、連合員及び準連合員に対し、会議の業務に關する提案を四箇月以内に事務総局長に送付するよう要請する。

五二五 2 提出される提案でその採用が条約又は規則の本文の改正をもたらすものには、その改正を必要とする本文の部分を章、条又は項の番号によつて表示する参照を附さなければならぬ。この提案はいかなる場合にも、その理由をできる限り簡略に示さなければならない。

五二六 3 事務総局長は、主管庁及び國際諮詢委員会から受領した提案を集めて整理し、会議の開会の少なくとも三箇月前にすべての連合員及び準連合員に通知する。

五二七 1 (1) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、必要な委任状を有しなければならない。

五二八 2 (2) 準連合員が会議に派遣する代表團は、第一六号の規定に従つてその業務に参加するためには、正當に委任されていなければならない。

五二九 2 (1) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、正當に委任されなければならない。

五三〇 2 (2) 準連合員が会議に派遣する代表團は、第一六号の規定に従つてその業務に参加するためには、正當に委任されなければならない。

五三一 2 (1) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、正當に委任されなければならない。

五三二 2 (2) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、正當に委任されなければならない。

五三三 2 (1) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、正當に委任されなければならない。

五三四 2 (2) 会議に参加するため連合員が派遣する代表團は、投票権を行使するためには、正當に委任されなければならない。

五三五 4 各代表團の委任状の審査は、特別の委員会に付託する。この委員会は、総会が定める期間内にその決定を行なう。

五三六 5 (1) 連合員の代表團は、会議の業務への参加の当初から投票権を行使する。

五三七 5 (2) もつとも、総会が代表團の委任状を正規のものでないと認めた後は、その代表團は、その状態が是正されない限り、投票権を有しない。

五三八 6 連合員たる国は、原則として、連合の会議にその代表團を派遣するように努めなければならない。ただし、例外的理由によつて連合員がその代表團を派遣することができないときは、他の連合員の代表團に委任し、及びこれに対し自己に代わつて行動し、かつ、署名する権限を与えることができる。

五三九 7 正当に委任されている代表団は、自己が出席することができない会合における投票権の行使を、正当に委任されている他の代表団に委任することができる。この場合に

は、この代表団は、会議の議長にその旨を通知しなければならない。

五四〇 8 第五三八号及び第五三九号に定めるいずれの場合にも、代表団は、一個をこえる代理投票権を行使することができない。

第六章 連合員の請求又は管理理事会の提議による臨時主管庁会議の招集に関する手続

五四一 1 臨時主管庁会議の招集を希望する連合員は、その旨を、招集に關して提議する議事日程、場所及び期日を示して事務総局長に通知する。

五四二 2 事務総局長は、二十の一一致する請求を受けたときは、その請求を電報によつてすべての連合員及び準連合員に通知し、かつ、連合員に対してもこの提議を受諾するかどうかを六週間以内に表明するよう要請する。

五四三 3 連合員の過半数がこの提議に全体として賛成することを表明するときは、すなわち、提議された会合の議事日程、期日及び場所をすべて受諾するときは、事務総局長は、その旨を電報回章によつてすべての連合員及び準連合員に通知する。

五四四 4 (1) 受諾された提議が連合の所在地以外において会議を開催しようとするものであるときは、事務総局長は、関係国の政府に対し、招請政府となることを受諾するかどうかを照会する。

五四五 5 (2) 受諾された場合には、事務総局長は、前記の政府と合意の上、会議の会合のため必要な措置を執る。

五四六 6 (3) 受諾されなかつた場合には、事務総局長は、会議の招集を請求した連合員に対し、会合の場所について新たな提議を行なうよう要請する。

五四七 7 受諾された提議が連合の所在地において会議を開催しようとするものではあるときは、第三章の規定を準用する。

五四八 8 (1) 提議(議事日程、場所及び期日)が連合員の過半数によつて全体としては受諾されないときは、事務総局長は、受領した回答を連合員及び準連合員に通知し、かつ、連合員に対し異議が生じた事項につき最終的に意思を表明するよう要請する。

五四九 9 (2) 前記の事項は、連合員の過半数が承認したときは、採用されたものとみなす。

五五〇 10 7 前記の手続は、管理理事会が臨時主管庁会議の招集の提議を提出した場合に準用する。

五五一 11 連合員の請求又は管理理事会の提議による特別主管庁会議の招集に関する手続

五五二 12 地域的特別会議の場合には、第六章に定める手続は、関係地域の連合員に対してものみ適用する。会議の招集が該地域の連合員の発議によつて行なわれるときは、事務総局長がこの地域の連合員の四分の一から一致する請求を受けることで足りる。

五五三 13 第六章及び第七章の規定は、全面的に、世界特別会議に準用する。

第八章 すべての会議に共通な規定(会議の期日及び場所の変更)

合の期日又は場所を変更する場合に準用する。ただし、この変更は、関係連合員の過半数が賛成の意思を表明した場合に限り行なわれる。

五五四 2 会議の期日又は場所の変更を提議する連合員又は準連合員は、必要な数の他の連合員及び準連合員の支持を得なければならない。

五五五 3 事務総局長は、必要があるときは、場所又は期日の変更から生ずることのある財政的影響(たとえば、当初定められた場所における会議の会合を準備するため支出が行なわれた場合における影響)を第五四二号に定める通知で通報する。

第九章 会議の内部規則

第一条 席順

五五六 1 会議の会合における代表団の席順は、代表する国のフランス語による名称のアルファベット順による。

第二条 会議の開会

五五六 2 (1) 会議の開会に先だち、代表団の長の会合において、第一回総会の議事日程を作成する。

五五六 3 (1) 総会の第一回会合においては、会議の議長の選挙を行なう。議長は、原則として、招請政府が指名する者とする。

五六一 4 (2) 招請政府がない場合には、第五五七号にいう会合において代表団の長が行なつた提議を考慮して、議長を選挙する。

五六二 5 (1) 会議の副議長の選挙

五六三 6 (2) 会議の委員会の設置並びに各委員会の議長及び副議長の選挙

五六四 7 (3) 会議の書記局の設置。書記局は、事務総局の職員及び必要があるときは招請政府の主要部門で構成する。

五六五 8 (4) 第一回総会においては、また、次のことを行なう。

五六六 9 (1) 会議の副議長の選挙

五六七 10 (2) 会議の書記局の設置。書記局は、事務総局の職員及び必要があるときは招請政府の主要部門で構成する。

五六八 11 (3) 会議の議長の権限

五六九 12 (1) 議長は、この内部規則によつて与えられる他のすべての権限を行使するほか、総会の各会合の閉会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表する。

五六七 13 (2) 議長は、会議の業務を統括し、かつ、総会の会合における秩序の維持を確保する。

五六八 14 (3) 議長は、議事進行の動議及び発言について決定を行ない、並びに特に討論の延期若しくは終止又は会合の閉会若しくは中止を提議する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、総会又は総会の会合の招集を延期することを決定することができます。

五六九 15 (4) 議長は、すべての代表団が討議中の問題に關し自由に十分に意見を表明する権利を保護する。

五六九 16 (4) 議長は、討論が討議中の問題に限定されることを確保する。議長は、また、討議中の問題から逸脱する発言者に対し、討論をこの問題に限定する必要があることを注意するため、その発言を中断することができる。

第四条 委員会の設置

五七〇 1 総会は、会議に付託される問題を審査するため、委員会を設置することができる。

この委員会は、小委員会を設置することができる。委員会及び小委員会は、それぞれ分科会を設けることができる。

五七一 2 委員会及び小委員会は、絶対に必要がある場合に限り、小委員会及び分科会を設ける。

第五条 予算統制委員会

五七二 1 総会は、各会議又は会合の開会に際して、その組織化及び代表に提供する便宜を検討すること並びに会議又は会合の全期間を通じて要した経費の計算書を審査し、かつ、承認することを任務とする予算統制委員会を設置する。この委員会は、これに参加することを希望する代表団の構成員のほか、事務総局長の代理及び招請政府がある場合にはその代表者を含む。

五七三 2 管理理事会が承認した会議又は会合の予算が使用し尽される前に、予算統制委員会は、会議又は会合の書記局と協力して、すでに要した経費の中間報告を総会に提出する。総会は、実際の進行状況からみて、承認された予算が使用し尽される日をこえて会議又は会合を延長することが妥当であるかどうかを決定するため、この報告を考慮する。

五七四 3 予算統制委員会は、各会議又は会合の開会までに予算が使用し尽される限り正確に示す報告を、会議又は会合の終りに、総会に提出する。

五七五 4 総会は、前記の報告を審査し、かつ、承認した後、総会の意見を附して事務総局長に送付する。事務総局長は、これを管理理事会の次回の年次会期に提出する。

第六条 委員会の構成

1 全權委員会

委員会は、連合員及び準連合員の代表並びに第五〇八号及び第五〇九号に掲げるオブザーバーで、参加を請求し、又は総会が指名するもので構成する。

2 主管庁会議

委員会は、連合員及び準連合員の代表並びに第五一七号から第五二〇号までに掲げるオブザーバー及び代表者で、参加を請求し、又は総会が指名するもので構成する。

第七条 報告者

報告者並びに小委員会の議長及び副議長は、各委員会の議長は、報告者の指名並びに委員会が設置する小委員会の議長、副議長及び報告者の選任について委員会に提議する。

第八条 会合の招集

総会、委員会、小委員会及び分科会の会合は、十分な余裕をもつて会議の場所で告知する。

第九条 会議の開会前に提出される提案

会議の開会前に提出される提案は、第四条の規定に従つて設置される関係委員会に総会が割り当てる。もつとも、総会は、いかなる提案も直接に取り扱うことができる。

第十条 会議中に提出される提案又は修正案

五八一 1 会議の開会後提出される提案又は修正案は、場合に応じ、会議の議長又は関係委員会の議長に交付する。これらの提案又は修正案は、また、会議の文書として印刷して配付するため、会議の書記局に交付することができる。

五八二 2 文書によるいかなる提案又は修正案も、関係代表団の長又はその代理の署名がない限り、提出することができない。

五八三 3 会議又は委員会の議長は、討議の進行の促進に役だつ提議をいつでも行なうことができる。

五八四 4 提案又は修正案の審議すべき本文は、具体的にかつ正確に記載しなければならない。

五八五 1 (1) 会議の議長又は関係委員会の議長は、会合中に提出される提案又は修正案を口頭で通知すべきか、又は第五八一号の規定に従つて印刷して配付するため文書により提出すべきかを各場合において決定する。

五八六 2 一般に、総会の表决に付すべき重要な提案の本文は、会議の業務用語によるものとし、かつ、討議前に研究することができるよう、十分な余裕をもつて配付しなければならない。

五八七 3 (1) さらに、第五八一号に定める提案又は修正案を受領した会議の議長は、場合に応じ、これを関係委員会又は総会に送付しなければならない。

五八八 4 (2) 会議中に提案又は修正案を提出した者は、許可を得て、総会の会合においてこれを朗読し、又はその朗讀を請求し、及びその提出の理由を説明することができる。

五八九 5 (3) さらに、第五八一号に定める提案又は修正案を受領した会議の議長は、場合に応じ、これを関係委員会又は総会に送付しなければならない。

五九〇 6 会議中に提出され、又は代表団によつて会議中に提出される提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一代表団によつて支持されない限り、討議に付することができない。

第十一条 提案又は修正案の審議及び表决に必要な条件

五九一 1 会議の開会前に提出され、又は代表団によつて会議中に提出される提案又は修正案は、その審議が延期されたときは、これを提出した代表団は、その提案又は修正案がその後放置されないよう注意しなければならない。

五九二 2 正當に支持された提案又は修正案は、討議の後、表决に付さなければならない。

第十二条 看過され、又は延期された提案又は修正案

五九三 1 提案又は修正案が看過され、又はその審議が延期されたときは、これを提出した代表団は、その提案又は修正案がその後放置されないよう注意しなければならない。

第十三条 総会における討議の方法

五九四 1 総会の会合において表決が有効に行なわれるためには、会議に派遣され、かつ、投票権を有する代表団の三分の一をこえる代表団が、会合に出席し、又は代理されていなければならぬ。

五九五 2 討議の順序

(1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。

い。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして発言を開始する。

(2) 発言を行なう者は、すべての者がその内容を十分に理解することができるよう、各語を区切り、かつ、必要な間を置いて、ゆるやかに、かつ、はつきりと述べなければならない。

五九五

3

議事進行の動議及び発言

(1) 代表団は、討議において、適当と認めるときは、議事進行の動議を提出し、又は議事進行の発言を行なうことができる。この動議又は発言は、この規則に従つて議長が直ちに決定する。代表団は、議長の決定に対し異議を申し立てることができる。ただし、この決定は、出席しかつ投票する代表団の過半数によつて取り消されない限り、全面的に有効とする。

五九六

(2) 議事進行の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱つてはならない。

五九七

4 議事進行の動議及び発言の先順位

第五九五号及び第五九六号に定める議事進行の動議及び発言に与える先順位は、次のとおりとする。

(a) この規則の適用に関する議事進行の発言

五九八

5 議事進行の動議及び発言の先順位

(b) 会合の中止

五九九

6 計議中の問題に関する討論の延期

(c) 会合の閉会

六〇〇

7 計議中の問題に関する討論の終結

(d) 提出されたその他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその先順位を定めるもの

六〇一

8 計議中の問題に関する討論の終結

(e) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇二

9 計議中の問題に関する討論の終結

(f) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、議長がその先順位を定めるもの

六〇三

10 計議中の問題に関する討論の終結

(g) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇四

11 計議中の問題に関する討論の終結

(h) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇五

12 計議中の問題に関する討論の終結

(i) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇六

13 計議中の問題に関する討論の終結

(j) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇七

14 計議中の問題に関する討論の終結

(k) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇八

15 計議中の問題に関する討論の終結

(l) 提出されるその他のすべての議事進行の動議又は発言で、中止又は閉会に反対を表せるもの

六〇九

9 発言者の表の締切り

(1) 議長は、討議中に、発言者の名を記載した表を朗読することができる。議長は、発言の希望を表明する代表団の名称をその表に加え、また、総会の同意を得て、表を締め切ることを宣言することができる。もつとも、議長は、適当と認めるときは、例外として、表の締切りの後ににおいても、陳述された演説に対する答弁の権利を与えることができる。

六一〇

(2) 前記の表の発言者がすべて発言を終了したときは、議長は、討議の終結を宣言する。

六一一

10 権限の問題

権限の問題が生じたときは、討議中の問題の内容について表决を行なう前に、これを撲滅することができる。

六一二

11 動議の撤回及び再提出

動議の発議者は、その動議が表決に付される前に、これを撲滅することができる。

六一三

12 会議の業務に参加するため連合員によつて正當に委任されたその代表団又は他の代表団が再提出することができる。

六一四

13 連合員の代表団は、第五章に定める条件に従つて投票権を行使する。

六一五

14 第十五条 表決

六一六

15 過半数の定義

(1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の二分の一をこえる数とする。

(2) 過半数は、構成するために必要な投票数の計算においては、考慮に入れないとみなす。

(3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。

(4) この規則の適用上、「出席しかつ投票する代表団」とは、提案に賛成又は反対を表明する代表団をいう。

六一七

16 特別過半数

出席した代表団で、特定の表決に参加しないもの又はその表決に参加しない旨を明らかに宣言するものは、第五九二号に定める定足数の決定上、欠席したものとみなさず、また、第六二〇号の規定の適用上、棄権したものとみなされない。

六一八

17 連合員の加入に関する過半数

連合員の加入に關しては、必要とする過半数は、第一条に定める。

六一九

18 百分の五十をこえる棄権

棄権の数が行使された投票(賛成、反対、棄権)の数の二分の一をこえるときは、討議中の問題の審議は、その後の会合に延期する。その会合においては、棄権は、計算に入れない。

六二〇

19 表決の手続

(1) 第六二五号に定める場合を除くほか、表決の手續は、次のとおりとする。

- 六二三 (4) 原則として、挙手
 (5) 前記の手続による表決で過半数が明らかにならないとき、又は少なくとも一の代表団が請求するときは、指名点呼
- 六二四 (2) 指名点呼による表決は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順に行なう。
- 六二五 6 秘密投票
 出席し、かつ、投票する資格を有する少なくとも五の代表団が請求するときは、秘密投票を行なう。この場合には、書記局は、直ちに、投票の秘密を確保するため必要な措置を執る。
- 六二六 7 表決を中断させることの禁止
 表決が開始されたときは、いかなる代表団も、その表決の方法に関する議事進行の発言の場合を除くほか、これを中断させることができない。
- 六二七 8 投票の説明
 議長は、表決が行なわれた後、代表団が自己の投票について説明することを希望するときは、これに発言を許す。
- 六二八 9 提案の分割表決
 (1) 提案の発議者が請求するとき、総会が適当と認めるとき、又は議長が発議者の承認を得て提議するときは、その提案を分割し、各部分を個別的に表決に付する。ついで、提案の採択された各部分は、一体として表決に付する。
- 六二九 10 同一の問題に関する提案の表決の順序
 (1) 提案のすべての部分が否決されたときは、その提案は、否決されたものとみなす。
 (2) 提案の提出の順序に従つて表決に付する。
- 六三〇 11 修正案
 (1) 同一の問題に関する提案があるときは、それらの提案は、総会が別の決議を行なわない限り、提案の提出の順序に従つて表決に付する。
 (2) 各表決の後、総会は、次の提案を表決に付する必要があるかどうかを決定する。
- 六三一 12 修正案
 (1) 原提案の一部の削除、追加又は改正のみからなる変更の提案は、修正案とする。
 (2) 提案に対する修正案は、その提案を出した代表団が受諾するときは、直ちに原提案の本文に編入する。
- 六三二 13 いかななる変更の提案も、総会が原提案と矛盾すると認めるときは、修正案と認めない。
- 六三三 14 補正案の表決
 (1) 提案に対しても修正案が提出されるときは、表決は、まず、原提案に最も遠い修正案について行ない、ついで、残余の修正案のうち原提案に最も遠いものについて行ない、以下すべての修正案の審議が終了するまで、同様の手続によつて行なう。
 (2) 一又は二以上の修正案が採択されたときは、これによつて修正された提案を表決に付する。

六三八 (4) いかなる修正案も採択されなかつたときは、表決は、原提案について行なう。

第十六条 委員会及び小委員会討議の方法及び表決の手続

- 六三九 1 委員会及び小委員会の議長は、第三条の規定によつて会議の議長に与えられる任務と同様の任務を有する。
- 六四〇 2 総会における討議の方法に関する第十三条の規定は、定足数に関するものを除くほか、委員会及び小委員会の討議に準用する。

- 六四一 3 第十五条の規定は、第六二〇号の場合を除くほか、委員会及び小委員会における表决に準用する。

第十七条 留保

- 六四二 1 原則として、代表団は、自己の意見に他の代表団を賛同させることができなかつたときは、できる限り、過半数の意見に同調するよう努めなければならない。
- 六四三 2 もつとも、代表団は、決定がその政府による条約の批准又は規則の改正の承認を妨げる性質のものであると認めるときは、この決定に關し、暫定的又は確定的に留保を行なうことができる。

第十八条 総会の議事録

- 六四四 1 総会の議事録は、会議の書記局が作成する。書記局は、議事録が審査される期日前にできる限りすみやかに、代表団にこれを配付するよう努める。

- 六四五 2 議事録が配付されたときは、関係代表団は、正當と認める訂正を、できる限り短い期間内に、文書で会議の書記局に提出することができる。もつとも、議事録が承認される会合において代表団が口頭で訂正を申し入れることを妨げない。

- 六四六 3 (1) 原則として、議事録には、單に、提案及び結論並びにこれらの論拠をできる限り簡潔に記録する。
 (2) もつとも、代表団は、討議において行なつたその陳述の概要又は全部を記載することを請求する権利を有する。この場合には、代表団は、原則として、報告者の任務を容易にするため、発言の初めにその旨を表明しなければならない。代表団は、また、会合の終了後二時間以内に、その陳述文を会議の書記局にみずから提出しなければならない。

- 六四七 4 陳述の記載に關しては、第六四七号の規定によつて与えられる権利は、すべての場合に慎重に行使しなければならない。

第十九条 委員会及び小委員会の概要記録及び報告

- 六四九 1 (1) 委員会及び小委員会の討議は、会合ごとに概要記録にとりまとめる。この記録に記載する権利は、討議の要点、記録することを適当とする諸種の意見並びに討議から生ずる提案及び結論を特記する。
 (2) もつとも、代表団は、第六四七号に定める権利を行使することができる。
- 六五一 2 (3) いう権利は、慎重に行使しなければならない。
- 六五二 2 委員会及び小委員会は、必要と認める部分的報告を作成することができる。必要な形でとりまとめた最終報告を提出することができる。

第二十条 議事録、概要記録及び報告の承認

六五三 1(1) 議長は、原則として、総会の各会合又は委員会若しくは小委員会の各会合の初めにおいて、代表団に対し、前回の会合の議事録又は概要記録に関する意見があるかどうかを尋ねる。いかなる訂正も書記局に通知されず、また、いかなる反対も口頭で表明されない場合には、これらの文書は、承認されたものとする。これと反対の場合には、議事録又は概要記録に必要な訂正を行なう。

六五四 2(1) 部分的報告又は最終報告は、関係委員会又は小委員会によつて承認されなければならない。

六五五 2(1) 総会の最終の会合の議事録は、この総会の議長が審査し、かつ、承認する。

六五六 2(2) 委員会又は小委員会の最終の会合の概要記録は、この委員会又は小委員会の議長が審査し、かつ、承認する。

第二十一条 編集委員会

六五七 1 条約、規則その他の会議の最終文書の本文は、諸種の委員会が表明された意見を考慮してできる限り最終的案文の形式で作成した上、編集委員会に送付する。編集委員会は、意味を変更しないで本文の形式を完全にし、かつ、修正されない従前の本文とあわせて編集することを任務とする。

六五八 2 編集委員会は、前記の本文を会議の総会に提出する。総会は、これを承認し、又は再審査のため関係委員会に差しもどす。

第二十二条 番号整理

六五九 1 改正される本文の章、条及び項の番号は、総会の第一読会まで存置する。追加する本文には、関係原本文の項の番号に「の」と「の」等を附した番号を暫定的に附す。

六六〇 2 章、条及び項の最終的番号整理は、第一読会で採択した後、編集委員会に付託する。

第二十三条 最終的承認

六六一 1 条約、規則その他の最終文書の本文は、総会の第二読会で承認されたときは、最終的なものとする。

第二十四条 署名

六六二 1 会議が最終的に承認した本文は、代表される国のフランス語による名称のアルファベット順に従つて、第五章に定める全権委任状を有する代表の署名に付する。

第二十五条 新聞発表

六六三 1 会議の業務についての正式の発表は、議長又は一人の副議長の許可がなければ、新聞に伝達することができない。

第二十六条 料金の免除

六六四 1 会議の期間中、代表団の構成員、管理理事会の構成員、連合の常設機関の役員及び会議に派遣された連合の事務総局の職員は、会議が開催される国が関係のある他の政府及び認められた私企業と合意した範囲内で、郵便、電信及び電話の料金の免除を受ける権利を有する。

第二部 國際諮問委員会

第十章 総則

六六五 1 第二部の規定は、國際諮問委員会の任務及び組織を定める条約第十三条の規定を補充する。

六六六 2(1) 國際諮問委員会は、また、適用することができる限り、第一部に掲げる会議の内部規則を遵守しなければならない。

六六七 2(2) 各総会は、國際諮問委員会の業務を容易にするため、会議の内部規則に反しない限り、補足規定を採用することができる。この補足規定は、総会の文書により、決議の形式で公表する。

第十一章 参加の条件

六六八 1(1) 各國際諮問委員会の構成員は、次のものとする。

(a) すべての連合員及び準連合員の主管庁(権利として構成員となるもの)

(b) 認められた私企業で、その私企業を認めた連合員又は準連合員の承認を得て、かつ、次の手続の適用を条件として、委員会の業務への参加を請求するもの

六七〇 2(1) 認められた私企業が行なう諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長にあてるものとし、事務総局長は、これをすべての連合員及び準連合員並びに当該諮問委員会の委員長に通報する。認められた私企業が行なう請求は、その私企業を認めた連合員及び準連合員が承認したものでなければならない。

六七一 2(1) 国際機関で、その事業を國際電気通信連合の事業と調整し、かつ、これと関係がある活動を行なうものに対しては、顧問的資格で諮問委員会の業務に参加することができる。

六七二 2(2) 国際機関が行なう諮問委員会の業務への参加の最初の請求は、事務総局長にあてるものとし、事務総局長は、これを電信によつてすべての連合員及び準連合員に通報し、かつ、連合員に対してこの請求の受諾について意思を表明するよう要請する。一箇月の期間内に到着した連合員の回答の過半数が賛成のときは、この請求は、受諾される。事務総局長は、協議の結果をすべての連合員及び準連合員並びに当該諮問委員会の委員長に通報する。

六七三 3(1) 学術団体又は工業団体で、電気通信の問題の研究又は電気通信業務用の器材の研究若しくは製作に従事するものに対しては、関係国(主管庁の承認を条件として、当該諮問委員会の研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認める)が承認したものでなければならない。

六七四 2(1) 学術団体又は工業団体が行なう諮問委員会の研究委員会の会合への参加の最初の請求は、当該諮問委員会の委員長にあてるものとする。この請求は、関係国(主管

六七五 2(2) 研究委員会の報告を審査し、及びこれらの報告中の意見案を承認し、修正し、又は否決すること。

第十二章 総会の任務

六七五 1 総会は、次のことを行なう。

(a) 研究委員会の報告を審査し、及びこれらの報告中の意見案を承認し、修正し、又は否決すること。

- 六七八六 (b) 第一八〇号の規定に従い、研究に付する新たな問題の項目を定め、及び必要があるときは研究の計画を作成すること。

六七八七 (c) 必要に応じ、現在の研究委員会を存置し、及び新たに研究委員会を設置すること。

六七八八 (d) 研究すべき問題を研究委員会に割り当てること。

六七八九 (e) 前回の総会の会合以後の委員会の業務に関する委員長の報告を審査し、かつ、承認すること。

六八〇 (f) 管理理事会に提出すべき次回の総会までの委員会の会計上の要求に関する報告を承認すること。

六八一 (g) 条約第十三条及び第二部の規定の範囲内で必要と認めるその他の問題を審査すること。

六八二 1 総会は、通常三年ごとに、前回の総会が定めた期日及び場所において、会合する。

六八三 2 総会の会合の期日は、前回の総会に参加した連合員及びその総会には参加しなかつたが国際諮問委員会の業務に積極的に参加する意思を事務総局長に通報した連合員の過半数の承認を得た上、変更することができる。

六八四 3 国際諮問委員会の各総会においては、会合が開催される国の代表団の長又は、会合が連合の所在地において開催されるときは、総会で選挙された者が議長となる。議長は、総会で選挙された副議長によつて補佐される。

六八五 4 國際諮問委員会の総会の書記局は、その委員会の専門事務局がこれに当たる。必要があるときは、招請政府の主管庁及び事務総局の職員の協力を得るものとする。

第十四章 総会における用語及び投票の方法

六八六 1 (1) 総会の用語は、条約第十六条に定める用語とする。

六八七 (2) 研究委員会の準備文書、総会の文書及び議事録並びに総会の閉会後に国際諮問委員会が公表する文書は、連合の三の業務用語で作成する。

六八八 2 國際諮問委員会の総会の会合において投票を許される連合員は、第一四号及び第二三二号に掲げる連合員とする。もつとも、連合員たる国が主管庁によつて代表されていないときは、その国の認められた私企業の代表者は、その数を問わず全体で単に一個の投票権を有する。

第十五章 研究委員会の設置

六八九 1 総会は、研究すべき問題を取り扱うため必要な研究委員会を設ける。主管庁、認められた私企業並びに第六七一号及び第六七二号の規定に従つて認められる国際機関で、研究委員会の業務への参加を希望するものは、総会の会合に対し、又は総会の閉会後において関係国際諮問委員会の委員長に対し、その名称を通知する。

六九〇 2 さらに、第六七三号及び第六七四号の規定に従うことを条件として、学術団体又は工業団体の専門家に対し、研究委員会の会合に顧問的資格で参加することを認めることができる。

六九一 3 総会は、各研究委員会を主宰すべき主任報告者及び副主任報告者を任命する。総会の会合から総会の会合までの間ににおいて主任報告者がその職務を行なうことができなくなつたときは、副主任報告者がその地位につくものとし、その研究委員会は、次回

第十六章 研究委員会の業務の処理

- の会合において、構成員の中から新たな副主任報告者を選挙する。研究委員会は、同様に、この期間中に副主任報告者がその職務を行なうことができなくなつたときは、新たな副主任報告者を選挙する。

第十六章 研究委員会の業務の処理

六九二 1 研究委員会に付託された問題は、通常、通信によつて処理する。

六九三 2 (1) もつとも、総会は、重要な問題を取り扱うため必要と認められる研究委員会の会合に關し、有用な指示を与えることができる。

(2) さらに、研究委員会の主任報告者は、総会の閉会後、通信によつて処理することができなかつた問題を口頭で討議するため、総会で定められなかつた研究委員会の会合が必要であると認めるときは、自國の主管官の承認を得て、かつ、関係委員

- | |
|--|
| <p>六九六 4 もつとも、無用の旅行及び長期の不在を避けるため、国際諮問委員会の委員長は、各種の関係研究委員会を主宰する主任報告者と合意の上、同一の場所で、かつ、同一の期間中に開催すべき一群の研究委員会の会合に關する一般的計画を作成する。</p> |
| <p>六九五 3 月前に行なう場合に限り、適用しない。この条件に従つて送付される報告の対象とならなかつた問題は、総会の議事日程に掲げることができない。</p> |

- 六九七 1(1) 国際諮問委員会の委員長は、総会及び研究委員会の業務を調整する。委員長は、
六九八 國際諮問委員会の業務の組織化について責任を負う。
六九九 (2) 委員長は、國際諮問委員会の記録を保管する。
(3) 委員長は、その直接の指揮の下に委員会の業務を組織化するため執務する専門職
員からなる事務局によつて補佐される。
(4) 國際諮問委員会の専門事務局、研究所及び技術的施設の職員は、事務總局長の管

- 七〇一 2 理上の監督に服する。

七〇二 委員長は、全権委員会議又は管理理事会が承認した予算の範囲内で、前記の事務局の技術職員及び事務職員を選定する。技術職員及び事務職員の任命は、事務総局長が委員長と合意の上行なら。任免の最終的決定は、事務総局長が行なう。

七〇三 3 委員長は、総会及び研究委員会の討議に権利として顧問的資格で参加する。委員長は、総会及び研究委員会の会合の準備に関するすべての措置を執る。

七〇四 4 委員長は、総会に提出する報告において、前回の総会の会合以後の国際諮問委員会の活動を報告する。この報告は、承認を得た後、管理理事会に提出するため、事務総局長に送付する。

七〇五 5 委員長は、前年中の国際諮問委員会の活動に関する報告を、管理理事会、連合員及び準連合員に知らせるため、管理理事会の年次会期に提出する。

- (b) 連合は、国際連合から特別報告、研究又は資料の請求を受けたときは、できる限りこれに応する。
- (c) 国際連合事務総長は、連合の権限のある当局の請求があつたときは、連合に特別の利害関係のある資料を連合に提供するため、その当局と意見の交換を行なう。

第六条 国際連合に対する援助

連合は、その構成員で国際連合加盟でないものの特殊な地位を十分に考慮して、国際連合憲章及び国際電気通信条約に従い、国際連合並びにその主要機関及び補助機関と協力し、かつ、これらに対してもできる限りの援助を与えることに同意する。

第七条 国際司法裁判所が国際連合との関係

連合は、国際司法裁判所が国際連合の請求するすべての資料をこれに提供することに同意する。

第八条 職員に関する規定

連合は、その専門機関との間の相互関係に関する問題を除くほか、連合の権限の範囲内において生ずる法律問題について、連合が国際司法裁判所の勧告的意見を請求することを許可する。

第九条 統計業務

連合は、国際連合が諸国専門機関の一般的目的に役だつ統計の収集、分析、発表、標準化、改良及び頒布を任務とする中央機関であることを認める。

第十条 事務的及び技術的事務

連合は、連合及び連合は、職員及び利用することができる資源を最も効果的に使用するため、競合し、又は重複する業務の創設をできる限り避け、かつ、必要があるときは、このために協議することが望ましいことを認める。

第十一條 予算及び会計の規定

連合は、連合の予算又は予算案は、その構成員に送付すると同時に、国際連合に送付する。国際連合総会は、これに関して連合に勧告を行なうことができる。

第十二條 特別業務の会計

連合は、そのすべての専門機関との間に計画される正式の協定の性質及び範囲を経済社会理事会に通報することに同意し、さらに、協定が締結されたときは、その細目を連合に通報する。

第十三條 國際連合の運営

連合の役員は、国際連合事務総長と連合の権限のある当局との間に締結される特別の協定に従つて国際連合通行証を使用する権利を有する。

第十四條 諸機関の間の協定

連合は、連合と他の専門機関、政府間機関又は非政府間国際機関との間に計画される正式の協定の性質及び範囲を経済社会理事会に通報することに同意し、さらに、協定が締結されたときは、その細目を経済社会理事会に通報する。

第十五條 電気通信の連絡

この協定は、いずれか一方の当事者からの六箇月の予告を条件として、国際連合と連合との間の合意により改正することができます。

第十六條 附則

この協定は、一千九百四十七年のアトランティック・シティにおける電気通信全権

- (b) 連合は、国際連合から特別報告、研究又は資料の請求を受けたときは、できる限りこれに応じる。

第八条 職員に関する規定

この請求を経済社会理事会に通報する。

- するすべての決定は、連合が行なう。

第九条 特別業務の会計

連合が第六条又はこの協定の他の規定に従つて援助、特別報告又は研究を請求した結果、連合が多額の追加経費を負担しなければならないときは、両当事者は、この経費をできる限り衡平に負担する方法を定める。

- この協定に掲げる連絡に関する規定は、連合と国際連合（地域的又は補助的事務局を含む。）との間の関係に適切な範囲で適用する。

第十一条 連絡

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十二条 特別業務の会計

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第二十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第三十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第四十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第五十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第六十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第七十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第八十九条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十一条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十二条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十三条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十四条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十五条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十六条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十七条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十八条 附則

連絡の維持に寄与することを確信して、これらの諸規定に同意す

第九十九条 附則

連絡の維持に寄与

委員会議の承認を得た後、暫定的に効力を生ずる。

2 1に定める承認を条件として、この協定は、一千九百四十七年にアトランティック・シティで締結された国際電気通信条約と同時に、又は連合の決定によつてそれ以前の日に、正式に効力を生ずる。

国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)の最終議定書

下名の全権委員は、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、一千九百五十九年のジユネーヴの全権委員会議の最終文書の一部をなす次の宣言を了承する。

アルゼンティン共和国のためにアルゼンティンの代表団は、次のとおり宣言する。

国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)は、その第四号において、同条約第一附属書に掲げる国又は領域の集合が連合員であると規定している。第一附属書には、「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国政府が国際関係を処理する海外領土」が、この意味で掲げられている。

前記の政府は、「フォークランド諸島及びその属地」と称する領土を常に前記の領土の中に含めており、かつこの慣行は、国際電気通信連合が発表する正式の書類の中にも現われている。よつて、アルゼンティンの代表団は、この事実が当該諸島に關するアルゼンティンの主権を害するものではないことを正式に宣言す

る。連合王国は、アルゼンティン政府が決して承認したことがない実力行為によつて、これらの諸島を占拠している。アルゼンティン共和国は、その永久的かつ固有の権利を再確認し、また、マルヴィナス諸島、南サンドウイッチ諸島、南ジヨージア諸島及び南極のアルゼンティン区域に含まれる諸島が、他のいかなる国の植民地又は領土でもないことを並びにこれら諸島が、アルゼンティンの領域の不可分の一部をなすものと主張の下に置かれることを宣言する。

この宣言は、この条約又はその附属書に含められるべきこの種の他のいかなる引用についても有効である。

I

カナダは、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、同条約第一九三号の規定を受諾しない権利を留保する。カナダは、同条約に附屬する無線通信規則、電信規則及び保留を行なうことの条件として追加無線通信規則の義務を承認するが、電話規則によつて拘束されることを受諾しない。

II

カナダのために

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域のために

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域は、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、無線通信規則に署名するに際し、自國の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

IV

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域のために

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域は、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、無線通信規則に署名するに際し、自國の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

V

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域のために

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域は、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、無線通信規則に署名するに際し、自國の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

VI

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域のために

ベルギー領コンゴー及びブルアンダ・ウルンディ地域は、国際電気通信条約(一千九百五十九年ジユネーヴ)に署名するに際し、無線通信規則に署名するに際し、自國の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

増加をもたらす留保のいかなる結果をも受諾しないことを宣言する。

X

エル・サルヴァドル共和国のため

エル・サルヴァドル共和国政府は、一千九百五十九年のジユネーヴの国際電気通信会議の最終文書に署名するに際し、この会議に参加した代表団によつて連合の予算について行なわれることがある留保を行なう場合には、自國の利益を保護するため必要な又は有用なすべての措置を執る権利を留保する。

II

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

N

O

P

Q

R

S

T

U

V

W

X

Y

Z

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

NN

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

YY

ZZ

AA

BB

CC

DD

EE

FF

GG

HH

II

JJ

KK

LL

MM

OO

PP

QQ

RR

TT

UU

VV

WW

XX

G・E・エンライト	A・ベラード
T・P・ショイ	A・ベンキラーン
アイスランドのために	メキシコのために
G・ブリエム	C・ヌニエス・A・
S・トルケルソン	モナコのために
イスラエルのために	A・ペラード
M・D・ハレザン	A・デ・ソウザ
M・E・ベルマン	A・オリヴィエイラ・バブティ
M・F・カヘニ	スター
イタリアのために	J・N・シンハ
A・ベリー・オ	A・A・ムリヤアウプト
F・ニコテーラ	N・ルウェーのために
日本国のために	S・リニング・トンネセン
奥村勝蔵	L・ラルセン
松田英一	A・ストランド
八幡東祐	J・B・ダーネル
ジヨルダン・ハシェミット王国のために	E・S・ドウク
ア・M・モルタダ	パキスタンのために
クウェートのために	M・N・ミルザ
K・A・ラフザーク	パラグアイのために
F・ゲイト	S・グワネス
M・A・アブウ・アル・アイナイン	オランダ王国のために
ラオス王国のために	J・D・H・ファン・デル
T・チャントラーン・シイ	トル・J・エーノス
G・H・サンジェ	H・J・スピッペ尔斯
レバノンのために	B・ガルシーア
H・オセイラーン	J・P・リクゾ
リビア連邦王国のために	トールン
K・エル・アトランジ	A・J・エーノス
ルクセンブルグのために	H・J・エーノス
E・ラウス	J・S・アルフォンソ
マラヤ連邦のために	ペル
B・H・ジュピール・サルド	J・S・アルフォンソ
ン	ペルのために
W・スタップス	H・J・エーノス
C・W・リー	M・デ・ラ・フェンテ・ロツ
モロッコ王国のために	ケル
M・アーウィド	フィリピン共和国のために
H・M・ナッサー	及びマン島を含む)のために
ボルトガルのために	T・C・ラップ
K・コズロフスキ	P・ボステルニク
H・M・ペレイラ	W・A・ウルヴァスン
スウェーデンのために	H・A・ダニエルズ
H・スティルキン	エリザベス・M・ベリー
スウエーデンのために	S・フセイン
グエン・カク・タム	J・A・ロペス
グエン・クワン・ツアン	B・バレイロ

英領東アフリカのために

英領東アフリカに關してグ

レート・ブリテン及び北部ア

イルランド連合王国政府のた

めに

M・A・ヴィエイラ

B・オルデルス

S・フールタレ

スイス連邦のために

E・ウェーバー

A・ランゲンベルガー

R・ボルトン

F・ロシェ

C・シャビュ

L・ゴイス・フィゲイラ

A・J・マグロ

ポルトガルの海外諸州のために

J・A・ロガード・キンティ

A・J・マグロ

チエフコスロヴァキアのために

J・マナク

G・ウォドナニスキ

ルランド連合王国政府が國際關係

アラブ連合共和国のために

M・M・リード

M・M・メフレズ

A・バルダイ

A・S・サフワト

ドイツ連邦共和国のために

R・ティールフエルダ

O・キルヒナー

M・チュンラケート

ユーロゴースラヴィア連邦人民共和

M・L・O・シリウォング

国のために

V・シンク

ウクライナ・ソヴィエト社会主義

M・ミリ

共和國のために

L・W・ダドリ

タイのために

I・ビルグ

ルーマニア人民共和国のために

G・グリゴール

南アフリカ連邦及び南西アフリカ

A・リザ・フザル

地域のために

J・E・メロン

ソヴィエト社会主義共和国連邦の

I・クロコフ

ためには

V・ポメス

ウルグアイ東方共和国のために

A・ガリンベルティ

書

百九十六年七月一日前に事務総局

II・千九百六十二年から千九

百六十五年までの期間の

書

合員及び準合員は、ブエノス・

アリエス条約の制度の下で選定し

七月一日前に決定を通告しなければ

た単位数に従つて分担しなければ

ならない。

モロッコ王国のために

書

モロッコ人民共和国のために

書

スウェーデンのために

書

ダエン・カク・タム

書

グエン・クワン・ツアン

書

昭和三十六年五月三十日 衆議院会議録第四十七号(その二) 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件

合には、一、一一〇、〇〇〇スイス・フラン。

スイス・フランの範囲内において

開催されない場合には、管

理理事会は、同年後の各年次に

ついて、条約第一九七号及び第

一九八号に掲げる会議及び会

合に於ける経費を、千九百六十五

年から千九百六十五年までの五

年の期間について最高限一三一、

八九、〇〇〇スイス・フランまで、

承認することができる。

5.1 管理理事会は、この経費を、

及び第一九八号に掲げる会議及び

会合に於ける経費を、千九百六十五

年から千九百六十五年までの五

年の期間について最高限一三一、

八九、〇〇〇スイス・フランまで、

承認することができる。

5.2 管理理事会は、この経費を、

及び第一九八号に掲げる会議及び

会合に於ける経費を、千九百六十五

年から千九百六十五年までの五

年の期間について最高限一三一、

八九、〇〇〇スイス・フランまで、

承認することができる。

5.3 管理理事会は、5.1 及び5.2 に定

める各年次の経費の最高限をこ

える経費が次に掲げる額でま

かならないとができる場合には、

これを承認することができる。

前年度からの繰越金

次年度以降から控除すること

ができる金額

が、

5.4 管理理事会は、できる限りの節

減を行なう使命を有する。このた

め、管理理事会は、毎年、承認さ

れる経費を、1、4 及び5 に定め

る範囲内で、連合の必要に応する

ことができる最低の水準に定める

義務を有する。

6. 管理理事会が1 から5 までの規

定期に従つて使用することができる

金額が連合の良好な運営を確保す

るために不十分であると認められた

場合において、管理理事会は、連

合員と正式に協議してその過半数

の承認を得たときに限り、その金

額をこえて使用することができます。

連合員と協議する場合には、

管理理事会は、このよろな措置を

必要とする事實について十分な説

明を行なわなければならない。

通常無線通信主管庁会議が千

九百六十五年に開催されない場

合には、一、一一〇、〇〇〇スイス・フラン。

スイス・フランの範囲内において

開催されない場合には、管

理理事会は、同年後の各年次に

ついて、条約第一九七号及び第

一九八号に掲げる会議及び会

合に於ける経費を、千九百六十五

年から千九百六十五年までの五

年の期間について最高限一三一、

9. 主管庁会議又は諮問委員会の総会のいかなる決定も、管理理事会が1 から5 までに定める条件により又は7 に定める条件に従つて使用することができる金額をこえて、直接又は間接の増加をもたらす場合には、実施されない。
1. 管理理事会は、千九百六十年の通常会期中に、次の機関の経費をまかなく千九百六十年の連合の予算を最終的に、かつ、総額九百万万スイス・フランの金額は、次の方法で算定されたことを附記す。
2. 管理理事会の参考までに、九百六十年の通常会期中に、次の機関の経費をまかなく千九百六十年の連合の予算を最終的に、かつ、総額九百万万スイス・フランの金額は、次の方法で算定されたことを附記す。
3. 管理理事会がその報告書の第八附属書において全権委員会議に提議した経費の総額(技術援助に因するものを除く)七、四八三、〇〇〇スイス・フランから次の諸経費を差し引いた金額七、一二四、〇〇〇スイス・フラン。
4. 管理理事会は、この経費を、

9.1. 斯イス・フランの範囲内において作成する。
9.2. 事務総局長代理が全権委員会議の文書第三三九号の附圖書(第七頁)に掲げる雜費として提議した金額三五九、〇〇〇。
9.3. 管理理事会及びロシア語の使用のための経費の額をこえて使用することができます。
9.4. 増加(五週間の会期について)一、一七、〇〇〇。
9.5. 計算書についての外部監査の強化五、〇〇〇。
9.6. 専門家による連合の事務局の運営に関する調査一、五、〇〇〇。
9.7. 退職員の生活手当の増加一、七、〇〇〇。
9.8. オフセット関係の臨時職員の常任職員への組入れ四八、〇〇〇。
9.9. 連合の職員に対する国際連合の共通制度の条件の千九百六十年一月一日からの適用(純額)五〇〇、〇〇〇。

3.2. 連合に追加の経費を必要とするよろなスイス・フランと合へて勤務するその職員に適用することを認める職務手当を含む。の増額。

(国際連合がジーネーヴにおいて勤務するその職員に適用するよろなスイス・フランと合へて勤務するその職員に適用することを認める職務手当を含む。の増額)。

3.1. 働給表、年金掛金又は手当の使用する権限を考慮するため、1 に定める限度をこえる権限を与える。

3.2. 年に開催されない場合には、一、〇〇〇、〇〇〇スイス・フラン。

乗國ドルとの間の為替相場の変動

乗國ドルとの間の為替相場の変動

8. 主管庁会議及び諮問委員会の総会は、財政上の影響を生ずるおそれがある提議を審議するに先だち、これに因する追加の経費の見積りを行なわなければならない。

2.6. 退職員の生活手当の増加一、七、〇〇〇。

2.7. オフセット関係の臨時職員の常任職員への組入れ四八、〇〇〇。

2.8. 連合の職員に対する国際連合の共通制度の条件の千九百六十年一月一日からの適用(純額)五〇〇、〇〇〇。

- 2.9 全権委員会議及び通常無線通信主管庁会議の決定に従い、I.F.R.B.が行なるべき追加の任務に関する経費……………八〇〇、〇〇〇
- 2.9 から生ずる事務総局の追加の経費……………四四、〇〇〇
- 2.11 事務総局長及び事務総局次長の任命並びにI.F.R.B.の構成の変更に伴う移転費その他の費用……………一七九、〇〇〇
- 2.12 電子計算機の使用合計……………五〇、〇〇〇
- 合計……………九、〇〇〇、〇〇〇

IV 経過の取扱に関する議定書	
千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信連合全権委員会議は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を承認した。	千九百五十九年十二月二十一日にジュネーヴで作成した。
(1) この会議が条約第九条に定める条件で選挙し、かつ、この議事会は、条約により与られた職務を引き続き遂行する。	千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信連合全権委員会議は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を承認した。
(2) 管理理事会が前記の会期中の選挙した議長及び副議長は、千九百六十一年の年次会期の開催の際に行なわれるそれらの後任者の選挙の時まで、その職にとどまる。	千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信主管庁会議が条約第一六〇号から第一六九号までに定める条件で選挙した国際周波数登録委員会の十一人の委員は、同会議が定めた日にその職につく。
3 全権委員会議が条約第六条に定める条件で選挙した事務総局長及び事務総局次長は、千九百六十一年一月一日にその職につく。	3 管理理事会は、最終的に通常予算を作成する前に、経費をできる限り低い水準に引き下げるため、2に掲げる各項目及び金額を詳細に審査する。千九百六十一年一月一日から予算が最終的に作成されるまで、事務総局長は、2に掲げる見積りの範囲内で、通常予算の経費について、合理的な限度で支出を行なう権限を与えられる。

全権委員会議は、連合員及び準連合員が千九百六十年の各自の分担金額を暫定的に千九百六十年一月一日前に支払うよう要請されたこと、この分担金額にはこの日から利子を附すこと並びにこの議定書の適用から生ずる追加の支払は、予算が最終的に作成される前には連合員及び準連合員に請求することはできないことを認めて、	4 千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信連合全権委員会議は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を承認した。
書	書
アフガニスタンのために	千九百五十九年のジュネーヴの国際電気通信連合全権委員会議は、国際電気通信条約(千九百五十九年ジュネーヴ)が効力を生ずるまでの間暫定的に適用される次の規定を承認した。
アルバニア人民共和国のために	アルバニア人民共和国のために
D・ラマニ	D・ラマニ
サウディ・アラビア王国のために	サウディ・アラビア王国のために
A・ザイダーン	A・ザイダーン
M・M・アスガール	M・M・アスガール
アルゼンティン共和国のために	アルゼンティン共和国のために
M・ミルダード	M・ミルダード
J・A・アウテリ	J・A・アウテリ
P・E・コミニ	P・E・コミニ
M・J・セネストラーリ	M・J・セネストラーリ
M・E・イトリオーツ	M・E・イトリオーツ
J・N・カリ	J・N・カリ
L・ラミーレス・アラーナ	L・ラミーレス・アラーナ
S・キハーノ・C・	S・キハーノ・C・
R・アルシニエーガス	R・アルシニエーガス
J・ド・リードマフテン	J・ド・リードマフテン
コロンビア共和国のために	コロンビア共和国のために
M・G・ヴェガ	M・G・ヴェガ
S・アルボルノス・プラタ	S・アルボルノス・プラタ
V・ヒメネス・スマレス	V・ヒメネス・スマレス
ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ地域のために	ベルギー領コンゴ及びルアンダ・ウルンディ地域のために
S・セガル	S・セガル
J・エティエンヌ	J・エティエンヌ
大韓民国のために	大韓民国のために
ベルギーのために	ベルギーのために
R・ヴァンデンホーヴ	R・ヴァンデンホーヴ
J・エティエンヌ	J・エティエンヌ
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
P・V・アファナシェフ	P・V・アファナシェフ
ビルマ連邦のために	ビルマ連邦のために
ミニ・ルイ	ミニ・ルイ

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために	白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために
P・V・アファナシェフ	P・V・アファナシェフ
ビルマ連邦のために	ビルマ連邦のために
ミニ・ルイ	ミニ・ルイ

ギリシャのために	ギリシャのために
A・レラキス	A・レラキス
A・マラングーダキス	A・マラングーダキス
ギリシャのために	ギリシャのために
E・M・コラム	E・M・コラム
ガーナのために	ガーナのために
J・P・ガスケル	J・P・ガスケル
ラモワティエ	ラモワティエ
G・テラス	G・テラス
L・A・ラモワティエ	L・A・ラモワティエ
A・ドルヴェ	A・ドルヴェ
フランスのために	フランスのために
コスタ・リカのために	コスタ・リカのために
キニバのために	キニバのために
M・R・ボフィール・アギ	M・R・ボフィール・アギ
ラール	ラール
C・エストラーダ・カストロ	C・エストラーダ・カストロ
M・ゴンサレス・ロングリード	M・ゴンサレス・ロングリード

昭和二十六年五月三十日 東洋電信会議場第四十七号(その二) 国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件